【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2022年11月2日提出
【計算期間】	第2期(自 2022年2月3日至 2022年8月2日)
【ファンド名】	ＵＢＳ環境ロング・ショート・ファンド（為替ヘッジあり） ＵＢＳ環境ロング・ショート・ファンド（為替ヘッジなし）
【発行者名】	ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 三木　桂一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目２番１号　Ｏｔｅｍａｃｈｉ　Ｏｎｅ　タワー
【事務連絡者氏名】	佐井　経堂
【連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目２番１号　Ｏｔｅｍａｃｈｉ　Ｏｎｅ　タワー
【電話番号】	03-5293-3667
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

①　ファンドの目的

主として外国投資信託への投資を通じて、主に持続可能で脱炭素化に向けたエネルギー移行経済*から直接的に影響を受けるセクターや企業、またはこれらのエネルギー移行経済に積極的に貢献するセクターや企業を中心に、グローバル株式を対象とした株式ロングおよびショート両面のアルファを獲得することにより、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

* グローバル規模でのサステナブルかつ脱炭素経済への移行に貢献する経済活動を総称したもの。以下同じ。

②　ファンドの基本的性格

＜ＵＢＳ環境ロング・ショート・ファンド（為替ヘッジあり）＞

１）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型投信	国　内	株　式	インデックス型
	海　外	債　券	
		不動産投信	
追加型投信	内　外	その他資産	特殊型（ロング・ショート型）
		資産複合	

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

２）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （株式 一般）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年 12 回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル （含む日本） 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （フルヘッジ） なし	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型 その他 （　　）

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式 一般））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

＜ＵＢＳ環境ロング・ショート・ファンド（為替ヘッジなし）＞

１）商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型投信 追加型投信	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産 資産複合	インデックス型 特殊型（ロング・ショート型）

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

２）属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 (投資信託証券 （株式 一般）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 (隔月) 年１２回 (毎月) 日々 その他 （　　）	グローバル (含む日本) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （　　） なし	ブル・ベア型 条件付運用型 ロング・ショート型 その他 （　　）

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（株式 一般））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（株式）とが異なります。

＜商品分類の定義＞

1. 単位型投信・追加型投信の区分
   (1)単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
   (2)追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
2. 投資対象地域による区分
   (1)国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (2)海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (3)内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
3. 投資対象資産による区分
   (1)株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (2)債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
   (3)不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4)その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

(5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

(1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。

(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。

(3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

＜補足として使用する商品分類＞

(1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

(2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分の定義＞

1. 投資対象資産による属性区分

(1)株式

①一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

②大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

③中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

①一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

②公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

③社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

④その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

⑤格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

①資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

②資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年１回決算する旨の記載があるものをいう。

②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年２回決算する旨の記載があるものをいう。

③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年４回決算する旨の記載があるものをいう。

④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年６回決算する旨の記載があるものをいう。

⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)
①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分
①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分
①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分
①日経225
②TOPIX
③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型
①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
③ロング・ショート型／絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）でもご覧頂けます。

③　ファンドの特色

1 環境に着目したロング・ショート戦略によるトータル・リターンの追求

・「エネルギー移行経済」に注目した銘柄選択により、ロング・ショート双方からのリターンの獲得を目指します。
・ロング・ショート戦略とは、相対的に割安と思われる銘柄をロング（買い建て）する一方で、相対的に割高と思われる銘柄をショート（売り建て）するという2つのポジションを組み合わせた運用手法のことです。

2 いかなる市場環境においてもリターンの獲得を目指すヘッジファンド

・株式や債券の動向に左右されにくい安定的な収益の獲得を目指します。
・レバレッジを活用した機動的な運用を行います。通常時において、当ファンドのグロス・エクスポージャーは、純資産総額に対し概ね200%から300%の範囲を目標とすることを想定しております。（2022年8月末時点）

3 経験豊富な運用チームを有するUBSオコーナー

・20年以上の運用経験を有するポートフォリオ・マネジャーとチームによる深い洞察を運用に活用します。
・UBSオコーナーは、グローバルに資産運用を展開するUBSアセット・マネジメント・グループの一員です。

OCONNOR　1977年設立

▶UBSオコーナーは、富裕層ビジネスに定評があるUBSグループ傘下の老舗ヘッジファンド運用会社で、複数のヘッジファンド戦略を、主に超富裕層や機関投資家に提供しています。
▶シカゴ、ニューヨーク、スタンフォード、ロンドン、香港、シンガポール、上海の主要金融センターに拠点を展開し、約106億米ドルを運用しています。（2022年8月1日時点）

4 「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」の2種類のファンドから選択

・「為替ヘッジあり」は、実質外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
・「為替ヘッジなし」は、実質外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行いませんので為替変動による影響を受けます。

※販売会社によってはどちらか一方のみの取り扱いになる場合があります。

ロング・ショート戦略について

・当ファンドは、相対的に割安と思われる銘柄をロング(買い建て)する一方で、相対的に割高と思われる銘柄をショート(売り建て)するという2つのポジションを組み合わせます。
・当ファンドはレバレッジを活用した機動的な運用を行います。通常時において、当ファンドのグロス・エクスポージャーは、純資産総額に対し概ね200%から300%の範囲を目標とすることを想定しております。(2022年8月末時点)

※ロングとショートのポジションをとった銘柄の株価が想定通りの動きとならない場合には、両方のポジションで収益がマイナスとなる場合があります。

環境をめぐる投資環境の劇的な変化

・2015年の「パリ協定」以降、環境ビジネスへの市場規模は急速に拡大しています。2021年の米国における政権交代を契機に、各国の協調のもとに脱炭素をはじめとする環境への取り組みやエネルギー移行経済への変化は急激に進展しています。

■ 世界の環境ビジネスの市場規模(2000年～2050年、推計値)

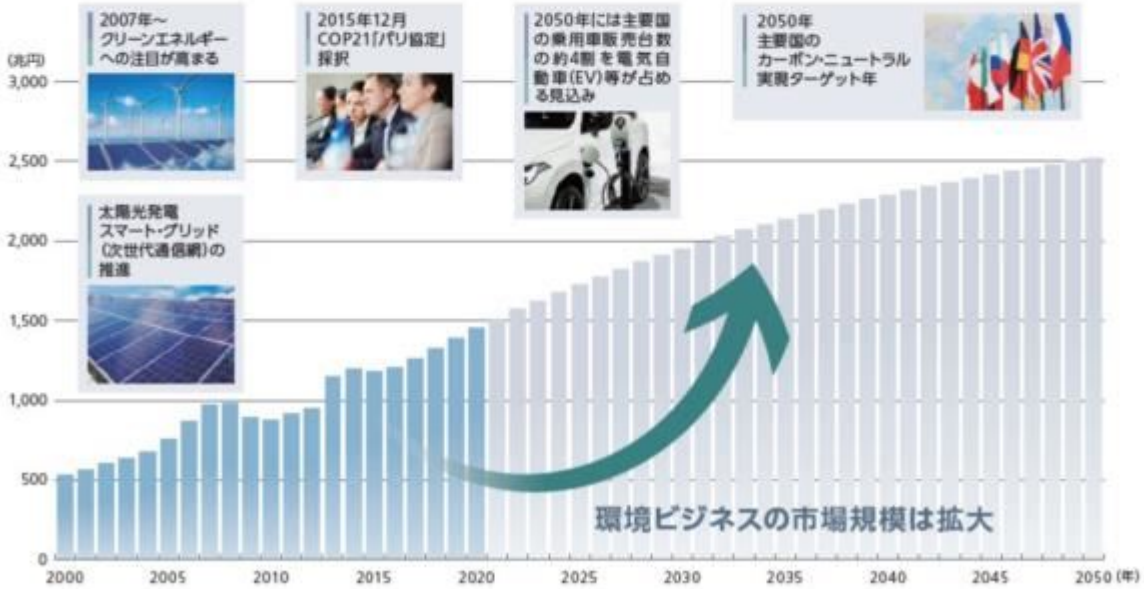

※上記の環境ビジネスは、供給する製品・サービスが、環境保護及び資源管理に、直接的または間接的に寄与し、持続可能な社会の実現に貢献する産業を指します。

出所：環境省、環境産業の市場規模・雇用規模等に関する報告書(平成30年3月)。写真はイメージです。

UBSオコーナーの考える投資機会

・エネルギー移行経済により、持続可能かつ脱炭素エネルギーの活用に向けた世界的な動きが加速しています。
・こうした中、直接的に影響を受けるまたは積極的に貢献するセクターや、構造的に有利・不利なセクター・企業が時間的な経過とともに顕在化することが考えられます。当ファンドでは、主に以下のテーマを通じたエネルギー移行経済全体に投資を行います。

※写真はイメージです。投資対象は上記のテーマに限定するものではありません。

◎ 運用プロセス

投資テーマに応じたエネルギー移行経済におけるロング（買い建て）およびショート（売り建て）を組み合わせたアプローチ

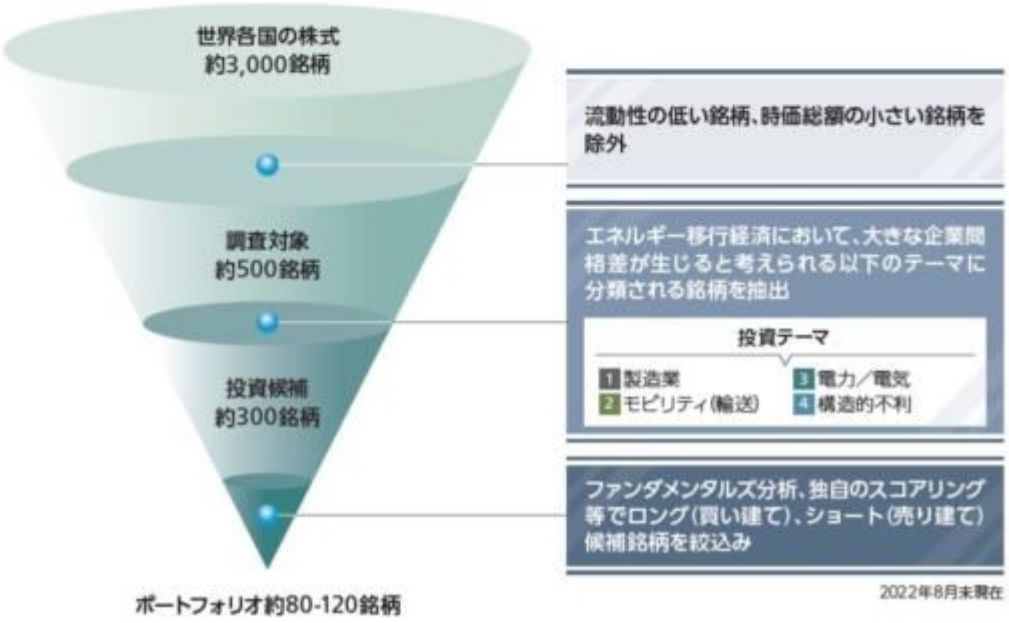

※上記の運用プロセスは、当ファンドの主たる投資対象である指定外国投資信託の運用に基づいて記載しています。上記はイメージです。

◎ ファンドの仕組み

・当ファンドは、「Environmental Long Short Japan Master Limited（以下「指定外国投資信託」といいます。）」および「UBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）（以下「指定内国投資信託」といいます。）」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
・Environmental Long Short Japan Master Limitedの組入れについては、通常の運用状況においては高位を維持することを基本とします。

［ファンド・オブ・ファンズについて］
ファンド・オブ・ファンズとは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の投資信託（ファンド）に投資し、運用を行う投資信託（ファンド）です。

※「UBS環境ロング・ショート・ファンド（為替ヘッジあり）」は「Class A-JPY Hedged Shares」に、「UBS環境ロング・ショート・ファンド（為替ヘッジなし）」は「Class A-JPY Shares」にそれぞれ投資を行います。

■ ファンドが投資対象とする投資信託の概要

投資信託の名称	Environmental Long Short Japan Master Limited (Class A-JPY Hedged Shares)／(Class A-JPY Shares)
形態	ケイマン籍外国投資法人の発行する投資証券（円建て）
運用の基本方針	主に持続可能で脱炭素化に向けたエネルギー移行経済から直接的に影響を受けるセクターや企業、またはこれらのエネルギー移行経済に積極的に貢献するセクターや企業を中心に、グローバル株式を対象としたロング・ショート戦略（相対的に割安と思われる銘柄をロング（買い建て）する一方で、相対的に割高と思われる銘柄をショート（売り建て）するという2つのポジションを組み合わせた運用手法）を用いて投資を行います。
主な投資対象	グローバル株式を主要投資対象とします。
解約制限等	ファンドの純資産総額の25%を超える解約が1日に集中した場合、投資法人の裁量でファンド売却申込の受付に制限がかかる場合があります。
投資運用会社	UBSオコーナー・エルエルシー（UBS O' Connor LLC）

投資信託の名称	UBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）
形態	国内籍追加型株式投資信託
運用の基本方針	UBS短期円金利プラス・マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国のコマーシャル・ペーパーを含む短期金融商品および内外の円建ての公社債を実質的な主たる投資対象とし、円短期金利を上回る信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	UBS短期円金利プラス・マザーファンド受益証券、ならびに内外の円建て公社債を主要投資対象とします。
委託会社	UBSアセット・マネジメント株式会社

◎ 主な投資制限

投資信託証券への投資割合	制限を設けません。
株式への直接投資	行いません。
外貨建資産への投資割合	制限を設けません。
デリバティブ取引の直接利用	行いません。
同一銘柄の投資信託証券への投資割合	制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときには、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率	原則として、それぞれ信託財産の純資産総額の10%、合計で20%以内とします。

◎ 分配方針

毎決算時(毎年2月2日および8月2日。休業日の場合は翌営業日)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

②収益分配金額は、上記の分配対象額の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。

③収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

[イメージ]

※上記は収益分配のイメージであり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
※分配金は、原則として決算日より起算して5営業日目までに支払いが開始されますが、販売会社との契約によっては、税引後無手数料で再投資が可能です。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

追加的記載事項

購入・換金の申込方法（特定日売買）について

・毎月の特定日※1に購入、換金の申込の受付けが行われます（一般的な投資信託と比べ換金流動性に制約があります）。
・購入、換金の申込期限は、原則として特定日の5海外営業日前※2までとし、当月の特定日に係る申込については、当月の第1営業日から申込期限の日までの各営業日に行うものとします。
・購入、換金代金の受渡しは、原則として特定日から起算して9営業日目とします。

※1　特定日は指定外国投資信託における各月最終営業日とします。
なお、指定外国投資信託の営業日は、ロンドン証券取引所、東京証券取引所、ニューヨーク証券取引所およびロンドンの銀行、ニューヨークの銀行、ダブリンの銀行、日本の銀行、ケイマンの銀行が休業日でない日とします。
※2　海外営業日は、指定外国投資信託の営業日ベースとします。

前月	16	土		
	17	日		
	18	月		
	19	火		
	20	水		
	21	木		
	22	金	前月　申込終了	
	23	土		
	24	日		
	25	月		
	26	火		
	27	水		
	28	木		
	29	金	前月　特定日	
	30	土		
当月	1	日		
	2	月	申込開始　（第１営業日）	申込期間
	3	火		
	4	水		
	5	木		
	6	金		
	7	土		
	8	日		
	9	月		
	10	火		
	11	水	前月　申込代金の受渡日	
	12	木		
	13	金		
	14	土		

当月	15	日		申込期間
	16	月		
	17	火		
	18	水		
	19	木		
	20	金		
	21	土		
	22	日		
	23	月		
	24	火	申込終了 （特定日の５海外営業日前）	
	25	水		
	26	木		
	27	金		
	28	土		
	29	日		
	30	月		
	31	火	特定日 （指定外国投資信託の月内最終営業日）	
翌月	1	水		９営業日目
	2	木		
	3	金		
	4	土		
	5	日		
	6	月		
	7	火		
	8	水		
	9	木		
	10	金	申込代金の受渡日 （特定日から起算して９営業日目）	

※上記は、一般的な例を示したものであり、必ずしも一致するものではありません。

④　信託金限度額

・各ファンド毎に、3,000億円を限度として信託金を追加することができます。
・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

2021年 9月29日

・ファンドの信託契約締結、運用開始

（３）【ファンドの仕組み】

①　ファンドの仕組み

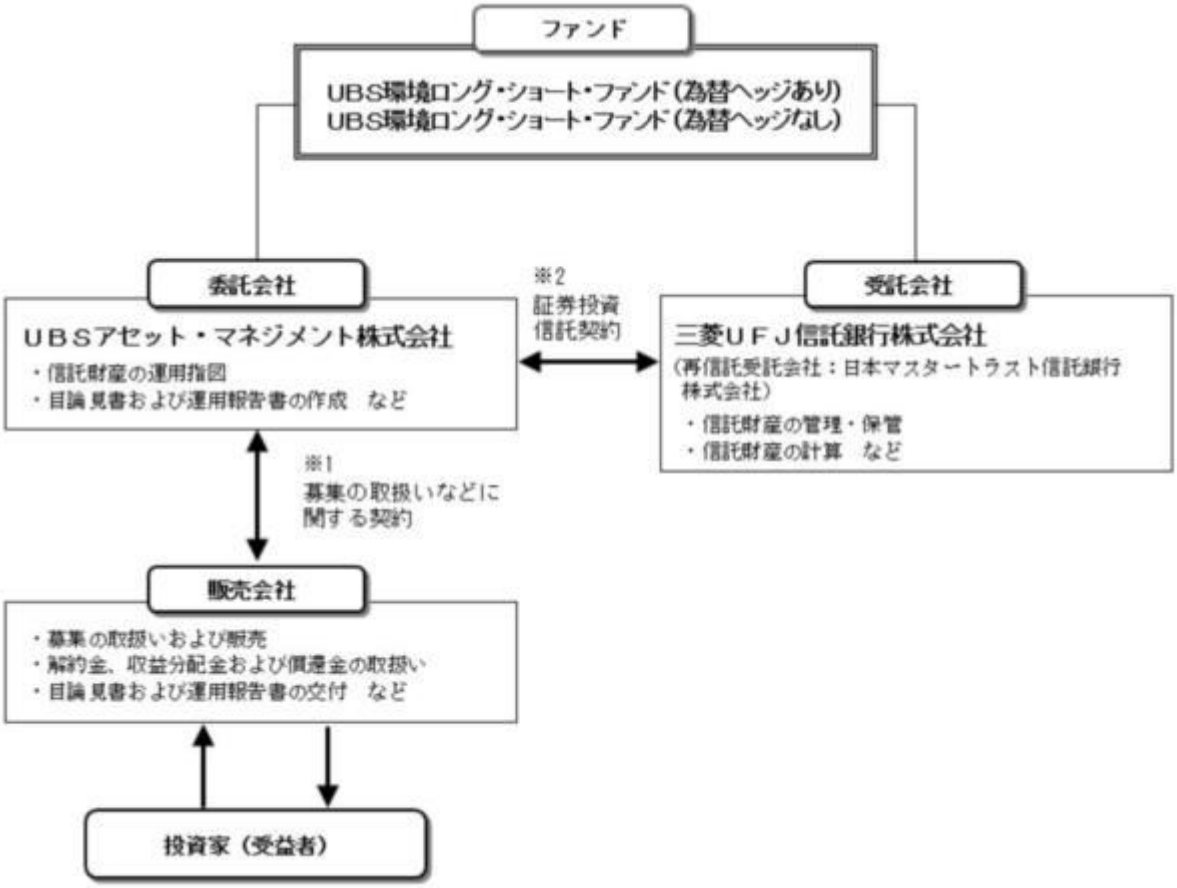

※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。

※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

≪ファンド・オブ・ファンズの仕組み≫

・当ファンドは、「Environmental Long Short Japan Master Limited（以下「指定外国投資信託」といいます。）」および「UBS短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）（以下「指定内国投資信託」といいます。）」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。
・Environmental Long Short Japan Master Limitedの組入れについては、通常の運用状況においては高位を維持することを基本とします。

［ファンド・オブ・ファンズについて］
ファンド・オブ・ファンズとは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の投資信託（ファンド）に投資し、運用を行う投資信託（ファンド）です。

※「UBS環境ロング・ショート・ファンド（為替ヘッジあり）」は「Class A-JPY Hedged Shares」に、「UBS環境ロング・ショート・ファンド（為替ヘッジなし）」は「Class A-JPY Shares」にそれぞれ投資を行います。

② 委託会社の概況（2022年8月末現在）

1）資本金
2,200百万円

2）沿革

1996年4月1日	：ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立
1998年4月28日	：ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更
2000年7月1日	：ユービーエス・ブリンソン投資顧問株式会社と合併し、ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
2002年4月8日	：ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
2015年12月1日	：UBSアセット・マネジメント株式会社に商号変更

3）大株主の状況

名　　称	住　　所	所有株数	所有比率
UBSアセット・マネジメント・エイ・ジー	スイス国　チューリッヒ市　CH-8001 バーンホフストラッセ 45	21,600株	100%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

＜ＵＢＳ環境ロング・ショート・ファンド（為替ヘッジあり）＞

① 指定外国投資信託および指定内国投資信託の投資信託証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー、コール等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

② 指定外国投資信託証券への投資を通じて、主に持続可能で脱炭素化に向けたエネルギー移行経済から直接的に影響を受けるセクターや企業、またはこれらのエネルギー移行経済に積極的に貢献するセクターや企業を中心に、グローバル株式を対象としたロング・ショート戦略（相対的に割安と思われる銘柄をロング（買い建て）する一方で、相対的に割高と思われる銘柄をショート（売り建て））するという2つのポジションを組み合わせた運用手法）を用いて投資を行います。

③ 個別ファンダメンタルズ分析を元に、市場の混乱やミス・プライスがもたらす投資機会を機動的に捉え、投資銘柄を選定します。

④ 指定外国投資信託の組入れについては高位を維持することを基本とします。なお、指定外国投資信託

と指定内国投資信託との投資比率については、収益性と流動性を鑑み特に制限を設けませんが、通常の運用状況においては指定外国投資信託への投資割合を原則として90%以上とします。

⑤　実質外貨建資産については、指定外国投資信託において、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。

⑥　資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

＜ＵＢＳ環境ロング・ショート・ファンド（為替ヘッジなし）＞

①　指定外国投資信託および指定内国投資信託の投資信託証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー、コール等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

②　指定外国投資信託証券への投資を通じて、主に持続可能で脱炭素化に向けたエネルギー移行経済から直接的に影響を受けるセクターや企業、またはこれらのエネルギー移行経済に積極的に貢献するセクターや企業を中心に、グローバル株式を対象としたロング・ショート戦略（相対的に割安と思われる銘柄をロング（買い建て）する一方で、相対的に割高と思われる銘柄をショート（売り建て））するという2つのポジションを組み合わせた運用手法）を用いて投資を行います。

③　個別ファンダメンタルズ分析を元に、市場の混乱やミス・プライスがもたらす投資機会を機動的に捉え、投資銘柄を選定します。

④　指定外国投資信託の組入れについては高位を維持することを基本とします。なお、指定外国投資信託と指定内国投資信託との投資比率については、収益性と流動性を鑑み特に制限を設けませんが、通常の運用状況においては指定外国投資信託への投資割合を原則として90%以上とします。

⑤　実質外貨建資産については、指定外国投資信託において、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

⑥　資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

外国投資信託であるEnvironmental Long Short Japan Master Limited（注）（以下「指定外国投資信託」といいます。）および国内投資信託であるＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）(以下「指定内国投資信託」といいます。)の投資信託証券を主要投資対象とします。

①　投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。

１）特定資産

イ）有価証券

ロ）約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）

ハ）金銭債権

２）次に掲げる特定資産以外の資産

イ）為替手形

②　有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、円建ての外国籍の投資信託であるEnvironmental Long Short Japan Master Limited（注）および国内籍の投資信託であるＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）の投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１）短期社債等

２）コマーシャル・ペーパー

３）外国または外国の者の発行する証券または証書で、１）～２）の証券または証書の性質を有するもの

４）外国法人が発行する譲渡性預金証書

５）指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

③　金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項

の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

１）預金

２）指定金銭信託（金融商品取引法第2条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

３）コール・ローン

４）手形割引市場において売買される手形

この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④　その他の投資対象と指図範囲

外国為替予約の指図、資金の借入を行うことができます。

上記（注）については、下の表より該当項目をそれぞれあてはめてご覧ください。

（為替ヘッジあり）	（為替ヘッジなし）
Class A-JPY Hedged Shares	Class A-JPY Shares

◆投資対象とする投資信託証券の概要

当ファンドが投資する投資信託証券の選定方針は、以下の概要を参照しております。

ファンド名	Environmental Long Short Japan Master Limited （Class A-JPY Hedged Shares）／（Class A-JPY Shares）
ファンド形態	ケイマン籍外国投資法人の発行する投資証券（円建て）
運用の基本方針	主に持続可能で脱炭素化に向けたエネルギー移行経済から直接的に影響を受けるセクターや企業、またはこれらのエネルギー移行経済に積極的に貢献するセクターや企業を中心に、グローバル株式を対象としたロング・ショート戦略（相対的に割安と思われる銘柄をロング（買い建て）する一方で、相対的に割高と思われる銘柄をショート（売り建て）するという2つのポジションを組み合わせた運用手法）を用いて投資を行います。
主要投資対象	グローバル株式を主要投資対象とします。
解約制限等	ファンドの純資産総額の25%を超える解約が1日に集中した場合、投資法人の裁量でファンド売却申込の受付に制限がかかる場合があります。
投資運用会社	UBSオコーナー・エルエルシー（UBS O’Connor LLC）
管理報酬等	①　申込手数料：なし ②　解約手数料：なし ③　運用報酬及び管理事務代行報酬：純資産総額に対して年率1.10%程度 ④　成功報酬：月末最終営業日時点の1口当たり純資産価格がハイ・ウォーター・マーク（過去の月末最終営業日時点での純資産価格の最高値）を上回った場合、超過部分の20%(ドル建てで算出) ⑤　信託財産留保額：なし ⑥　その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用等は、ファンドより実費にて支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。※

※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

ファンド名	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）
ファンド形態	国内籍追加型株式投資信託

運用の基本方針	UBS短期円金利プラス・マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国のコマーシャル・ペーパーを含む短期金融商品および内外の円建ての公社債を実質的な主たる投資対象とし、円短期金利を上回る信託財産の安定的な成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	UBS短期円金利プラス・マザーファンド受益証券、ならびに内外の円建て公社債を主要投資対象とします。
委託会社	UBSアセット・マネジメント株式会社
信託報酬	純資産総額に対して年率0.044%（税抜年率0.04%）
信託事務の諸費用※	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用および受託会社の立替えた立替金の利息
売買委託手数料等※	組入れ有価証券の売買に係る売買委託手数料等および当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額

※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

注　管理報酬等・信託報酬は今後変更となる場合があります。また、申込手数料はありません。
上記投資信託証券の一部が名称変更となる場合、または繰上償還等により除外される場合、あるいは上記以外の投資信託証券が追加となる場合があります。

（３）【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下のとおりです。

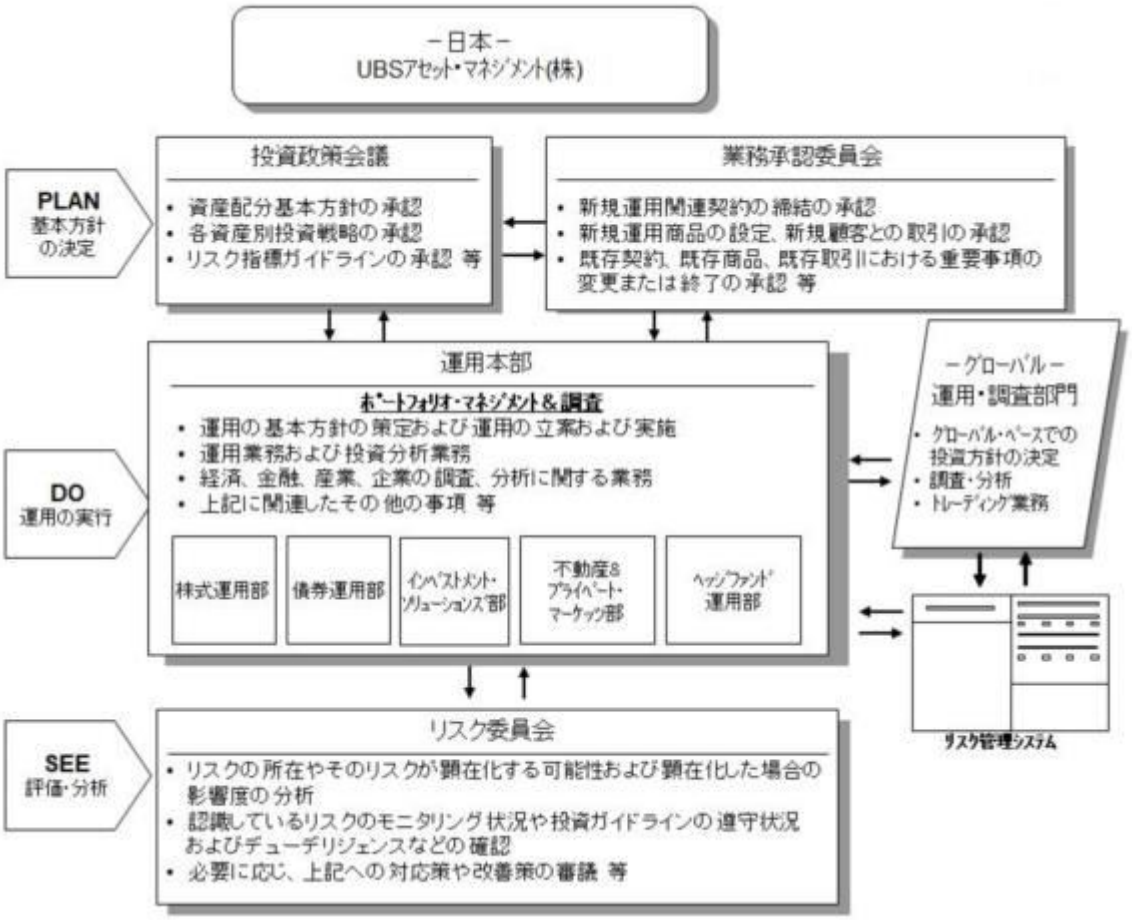

＜運用体制に関する社内規則等およびファンドに関係する法人等の管理＞

ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部（10～15名程度）は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引にお

いては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。
当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受取っております。

＜内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織＞

投資政策会議：
投資政策および運用の基本方針、運用戦略等の決定機関として投資政策会議を経営委員会直属の機関として設置しております。投資政策会議は、原則として議長である運用本部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各部のうち、投資判断を行う部の部長またはその代理の5～10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

業務承認委員会：
商品性、収益性、リスク管理等の観点から、新規運用関連契約の締結、新規運用商品の設定、新規顧客との取引、既存契約および既存商品ならびに既存取引における重要事項の変更ないし終了等を包括的にレビューし、承認する機関として、経営委員会直属である業務承認委員会を設置しております。業務承認委員会は、原則として案件の申請者または議長である商品開発部長が招集し、その議事運営には、社長、ジャパン・オペレーティング・オフィサー、審議案件に関与する機関投資家営業本部長または投信営業本部長、運用本部長、管理本部長、商品開発部長、コンプライアンス＆オペレーショナル・リスク・コントロール部長、法務部長、企画管理部長、経理部長等、またはその代理の10名程度が構成員として参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

リスク委員会：
業務の執行にあたって、経営上ならびに業務上のリスクの分析、モニタリングおよび管理状況の確認などの総合的な評価および検討を行い、必要に応じて改善策等を講じるための機関であり、また、経営上ならびに業務上のリスクの所在やそのリスクが顕在化する可能性および顕在化した場合の影響度を分析し、認識しているリスクのモニタリング状況や投資ガイドラインの遵守状況およびデューデリジェンスなどの確認を行い、必要に応じて対応策や改善策などを決議する機関として、経営委員会直属であるリスク委員会を設置しております。リスク委員会は、原則としてジャパン・オペレーティング・オフィサーまたは企画管理部長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営には、社長、ジャパン・オペレーティング・オフィサー、機関投資家営業本部長、投信営業本部長、運用本部長、管理本部長、商品開発部長、コンプライアンス＆オペレーショナル・リスク・コントロール部長、法務部長、経理部長、人事部長、企画管理部長、テクノロジー部長の13名程度の構成員が参加しております。なお、議長の承認により構成員以外の者を参考人として出席させることができます。

※上記の運用体制は、2022年8月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

（４）【分配方針】

①　収益分配方針
毎決算時（原則毎年2月2日および8月2日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。
１）分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
２）収益分配金額は、上記１）の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。
３）収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて元本部分と同一の運用を行います。

②　収益分配金の支払い
＜分配金再投資コース＞
原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

＜分配金受取りコース＞
毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。
※各コースの詳細については、「第２　管理及び運営　１　申込（販売）手続等　（２）コースの選択」をご参照下さい。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

①　約款に定める投資制限
１）投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
２）株式への直接投資は行いません。
３）外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
４）デリバティブ取引の直接利用は行いません。
５）同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。ただし、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときには、当該投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10％以内とします。
６）一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10％、合計で20％以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
７）特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に、必要と認められる場合には、制約されることがあります。
８）外国為替予約の指図
委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
９）資金の借入れ
イ）委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
ロ）一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
ハ）収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
ニ）借入金の利息は信託財産中より支弁します。

②　法令による投資制限
１）同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）
同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。
２）デリバティブ取引の投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）
委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引お

よび選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行いません。

３）信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法に反することとなる内容とした運用を行いません。

３【投資リスク】

（１）ファンドのリスク

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動きによる影響（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）を受けますが、これら運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。
ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

① 当ファンドのロング・ショート戦略にかかるリスク

当ファンドが採用するロング・ショート戦略では、信用取引やデリバティブ取引等を利用してロング・ポジションあるいはショート・ポジションを構築します。買い建て（ロング・ポジション）取引のほか、売り建て（ショート・ポジション）取引も行いますので、売り建てた株式等が値上がりした場合も基準価額が下落する要因となります。ロング・ポジションおよびショート・ポジションの双方で損失が生じた場合には、ロング・ポジションのみのファンドより大きな損失になる可能性があります。投資対象の市場動向にかかわらず、収益が得られなかったり損失が発生したりすることがあります。また、レバレッジ※を活用した場合には、投資対象の市場における値動き以上の損失が発生する可能性があります。

※ 通常時において、当ファンドのグロス・エクスポージャーは、純資産総額に対し概ね200%から300%の範囲を目標とすることを想定しております。（2022年8月末時点）

② 株式の価格変動リスク

・株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、株式の需給関係、発行企業の業績等を反映して変動します。また株価は、短期的または長期的に大きく変動することがあります。当ファンドの場合はロング・ポジションの組入銘柄の株価が下落した場合およびショート・ポジションの組入銘柄の株価が上昇した場合には、基準価額が下落する要因となります。

・信用リスク

株式の発行企業の業績悪化や経営不安、倒産等に陥った場合には投資資金の回収が出来なくなる場合があり、基準価額に影響を与える要因になります。

③ カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。

④ 為替変動リスク

[為替ヘッジあり]

実質外貨建資産については、指定外国投資信託において、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできませんので、基準価額は円と当該組入資産に係る通貨との為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利が当該組入資産に係る通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のコストがかかり、基準価額の変動要因となることがあります。

[為替ヘッジなし]

実質外貨建資産については、指定外国投資信託において、原則として対円での為替ヘッジを行いませんので、円と当該組入資産に係る通貨との為替変動の影響を受けることになり、円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

⑤　解約によるファンドの資金流出に伴うリスクおよび流動性リスク
短期間に相当額の解約申込があった場合や、市場を取巻く環境の急激な変化等により市場が混乱し流動性が低下した場合は、保有する有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できないことがあります。

＜その他の留意点＞

①　クーリング・オフ
ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

②　指定外国投資信託における解約制限
指定外国投資信託では、1日の解約額が指定外国投資信託の純資産総額の25%を超える場合に、解約申込に制限をかける場合があり、これにより、当ファンドの換金申込の一部もしくは全部が行えない、または換金申込の受付の取消などの影響を受ける可能性があります。

③　分配金に関する留意点
分配金は計算期間中に発生した信託報酬等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超過して支払われる場合がありますので、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金はその支払いの一部ないし全てが実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。また、ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。なお、分配金の支払いは純資産総額から行われますので、分配金支払いにより純資産総額は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

④　流動性リスクに関する留意点
当ファンドは、大量の換金が発生した短期間での資金充当の際や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量に制限がかかるリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

＜投資信託に関する一般的なリスク＞

・法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
・信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
・証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

＜投資信託に関する一般的な留意事項＞

・投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
・投資信託は、金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。
・銀行等の登録金融機関でご購入頂いた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

※ファンドのリスクは上記に限定されるものではありません。

（２）リスク管理体制
委託会社では、投資対象・投資制限等を規定した運用ガイドラインや、投資対象資産の流動性リスクを評価するための規程を定め、運用部門から独立した部署等により、運用結果の検証や各種リスクの適切な管理がモニタリングされます。それらの状況は定期的に開催される委員会等に報告され、必要な対策が講じられる態勢となっています。

※上記体制は2022年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

[為替ヘッジあり]

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

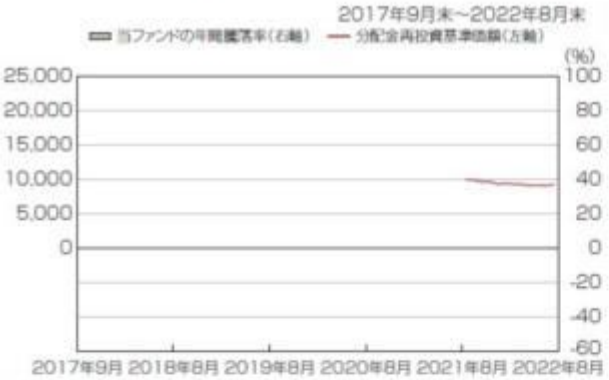

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
＊年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	－	42.1	59.8	62.7	5.4	11.4	19.3
最小値	－	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 3.5	△ 4.5	△ 9.4
平均値	－	8.3	16.2	9.9	0.1	3.5	2.5

＊上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2017年9月から2022年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
なお、当ファンドの騰落率につきましては、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

[為替ヘッジなし]

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

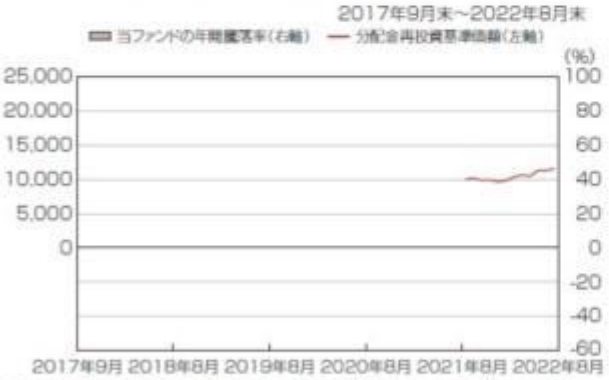

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
＊年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

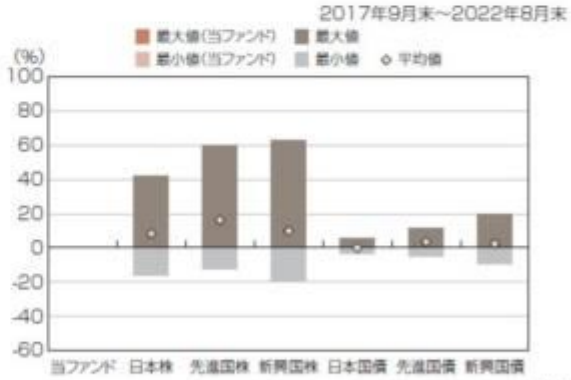

(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	－	42.1	59.8	62.7	5.4	11.4	19.3
最小値	－	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 3.5	△ 4.5	△ 9.4
平均値	－	8.3	16.2	9.9	0.1	3.5	2.5

＊上記は、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2017年9月から2022年8月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
なお、当ファンドの騰落率につきましては、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

※分配金再投資基準価額および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と異なる場合があります。

■各資産クラスの指数
日 本 株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株：MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
日本国債：NOMURA-BPI国債
先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
新興国債：JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について
騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所および各指数のデータ提供者は、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
東証株価指数(TOPIX)に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)
・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)
MSCIインデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

・NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)
FTSE世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円換算ベース)
JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3.0%）が上限となっております。
・申込手数料の額（１口当たり）は、特定日の翌々営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
※申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価です。

（2）【換金（解約）手数料】

① 換金手数料
ありません。
② 信託財産留保額
ありません。

（3）【信託報酬等】

① 信託報酬
信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年0.847%（税抜0.77%）の率を乗じて得た額とします。
② 信託報酬の配分
信託報酬の配分（税抜年率）は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
合計	委託会社	販売会社	受託会社
0.77%	0.04%	0.70%	0.03%

役務の内容

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	運用財産の管理、運用指図実行等の対価

※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

(ご参考)
投資対象となる投資信託証券の主な費用は次のとおりです。
Environmental Long Short Japan Master Limited
（Class A-JPY Hedged Shares）／（Class A-JPY Shares）

管理報酬等	① 申込手数料：なし ② 解約手数料：なし ③ 運用報酬及び管理事務代行報酬：純資産総額に対して年率1.10%程度 ④ 成功報酬：月末最終営業日時点の1口当たり純資産価格がハイ・ウォーター・マーク（過去の月末最終営業日時点での純資産価格の最高値）を上回った場合、超過部分の20%(ドル建てで算出) ⑤ 信託財産留保額：なし ⑥ その他費用：ファンドにかかる事務の処理等に関する費用等は、ファンドより実費にて支払われます。その他、証券の売買委託手数料等取引に要する費用等もファンドの負担となります。※

※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。
※投資先ファンドの運営に係る実費は、当該投資先ファンドにおいて発生の都度支払われます。

ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）

信託報酬等	① 申込手数料：なし ② 解約手数料：なし ③ 信託報酬：年率0.044%（税抜年率0.04%） ④ その他費用※：信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する費用および受託会社の立替えた立替金の利息、組入れ有価証券の売買に係る売買委託手数料等および当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額等

※信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

当ファンドが投資対象とする投資信託証券の管理報酬等・信託報酬率について、委託会社が試算した概算値は、当ファンドの純資産総額に対し年率1.10%程度+成功報酬(注1)（委託会社が試算した概算値）です。
したがって、当ファンドの信託報酬率（年率0.847%（税抜年率0.77%））を加えた、受益者が負担する実質的な報酬率は純資産総額に対して合計で年率1.947%程度+成功報酬(注2)となります。
ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、実際の投資信託証券の投資比率によって、実質的な信託報酬率は変動します。また、今後上記に掲げた費用が変更されること、あるいは投資対象とする投資信託証券が変更されることがあります。
（注１） 月末最終営業日時点の1口当たり純資産価格がハイ・ウォーター・マーク（過去の月末最終営業日時点での純資産価格の最高値）を上回った場合、超過部分の20%が成功報酬としてかかります。（ドル建てで算出）

（注２） 成功報酬は運用状況によって変動しますので、事前に金額を表示することはできません。

※当ファンドの委託会社は、投資先ファンドの関係法人（UBSグループの関係会社）との契約に基づき、当ファンドに関連して、当該関係法人が当該投資先ファンドにおいて受取った報酬の一部を受領する場合があります。

③ 支払時期
信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

① 売買委託手数料
組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等のファンドを運用するための費用等ならびに当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額は、受益者の負担として、原則として発生の都度信託財産中から支弁します。

② 信託事務の諸費用
信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担として、原則として発生の都度信託財産中から支弁します。

③ 監査報酬
信託財産に関する監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

④ その他の諸費用
以下の諸費用および当該費用に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
１．受益権の管理事務に関連する費用
２．有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
３．投資信託説明書（目論見書）の作成、印刷および交付に係る費用
４．信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
５．運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
６．ファンドの受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

委託会社は、上記③および④の１．から６．の諸費用の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.1%を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際の費用にかかわらず、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時および期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。
上記③および④の１．から６．の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期末または信託終了時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

⑤ 上記①から④の費用のうち、主要なものを対価とする役務の内容は以下のとおりです。
１．監査費用：監査法人等に支払うファンド監査に係る費用
２．印刷費用等：法定開示書類作成の際に業者に支払う作成・印刷・交付等に係る費用（EDINET含む）等
３．売買委託手数料：有価証券等を取引所で売買する際に売買仲介人に支払う手数料
４．保管費用：海外保管銀行等に支払う海外資産等の保管・送金・受渡等に係る費用

※「（４）その他の手数料等」の内、①および②は、信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。
※受益者が直接および間接的に負担する費用の合計は、信託財産の規模、保有期間等により異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

① 個人受益者の場合

１）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

２）解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）*については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税５%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

＊解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限ります。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。なお、他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者の場合

１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

２）益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③ 個別元本

１）各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

２）受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、１口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

１）収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」（元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

２）受益者が収益分配金を受け取る際

イ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ）収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の１口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

ハ）収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

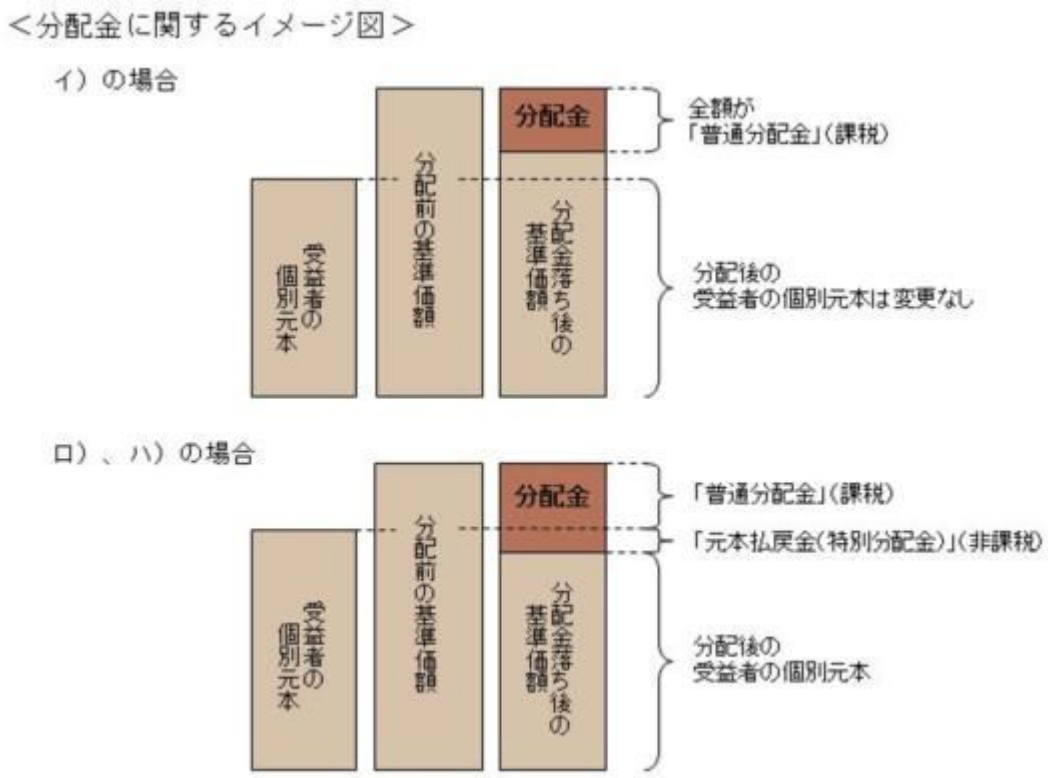

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※上記は2022年8月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

５【運用状況】

【ＵＢＳ環境ロング・ショート・ファンド（為替ヘッジあり）】

以下の運用状況は2022年 8月31日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	日本	9,987	0.00
投資証券	ケイマン	249,239,436	98.10
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	4,819,505	1.90
合計(純資産総額)		254,068,928	100.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資証券	Environmental Long Short Japan Master Limited (Class A-JPY Hedged Shares)	26,594.05	9,243	245,808,804	9,372	249,239,436	98.10
日本	投資信託受益証券	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	10,058	0.9931	9,988	0.993	9,987	0.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	0.00
投資証券	98.10
合計	98.10

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末　(2022年 2月 2日)	290	290	0.9401	0.9401
第2計算期間末　(2022年 8月 2日)	250	250	0.9174	0.9174
2021年 9月末日	306	—	1.0000	—
10月末日	304	—	0.9914	—
11月末日	299	—	0.9686	—
12月末日	299	—	0.9687	—
2022年 1月末日	287	—	0.9294	—
2月末日	291	—	0.9425	—
3月末日	288	—	0.9335	—
4月末日	287	—	0.9297	—
5月末日	270	—	0.9133	—
6月末日	268	—	0.9166	—
7月末日	248	—	0.9099	—
8月末日	254	—	0.9293	—

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2021年 9月29日～2022年 2月 2日	0.0000
第2期	2022年 2月 3日～2022年 8月 2日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第1期	2021年 9月29日～2022年 2月 2日	△6.0
第2期	2022年 2月 3日～2022年 8月 2日	△2.4

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第1期	2021年 9月29日～2022年 2月 2日	308,966,584	―
第2期	2022年 2月 3日～2022年 8月 2日	259,477	35,818,011

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【ＵＢＳ環境ロング・ショート・ファンド（為替ヘッジなし）】

以下の運用状況は2022年 8月31日現在です。
・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	日本	9,987	0.00
投資証券	ケイマン	1,040,031,630	99.41
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	―	6,204,322	0.59
合計(純資産総額)		1,046,245,939	100.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
ケイマン	投資証券	Environmental Long Short Japan Master Limited (Class A-JPY Shares)	89,013.32	11,214	998,195,370	11,684	1,040,031,630	99.41
日本	投資信託受益証券	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	10,058	0.9931	9,988	0.993	9,987	0.00

（注）「国／地域」は、組入銘柄の発行地または登録地により分類されています。

ロ.種類別の投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	0.00
投資証券	99.41
合計	99.41

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末　(2022年 2月 2日)	1,022	1,022	0.9731	0.9731
第2計算期間末　(2022年 8月 2日)	1,105	1,105	1.1137	1.1137
2021年 9月末日	867	—	1.0000	—
10月末日	878	—	1.0120	—
11月末日	979	—	0.9853	—
12月末日	1,031	—	0.9927	—
2022年 1月末日	1,012	—	0.9642	—
2月末日	1,039	—	0.9797	—
3月末日	1,102	—	1.0325	—
4月末日	1,164	—	1.0648	—
5月末日	1,090	—	1.0458	—
6月末日	1,173	—	1.1259	—

7月末日	1,115	―	1.1232	―
8月末日	1,046	―	1.1579	―

②【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2021年 9月29日～2022年 2月 2日	0.0000
第2期	2022年 2月 3日～2022年 8月 2日	0.0000

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（%）
第1期	2021年 9月29日～2022年 2月 2日	△2.7
第2期	2022年 2月 3日～2022年 8月 2日	14.4

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数	解約口数
第1期	2021年 9月29日～2022年 2月 2日	1,053,523,145	3,000,000
第2期	2022年 2月 3日～2022年 8月 2日	48,064,012	105,625,816

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

≪参考情報≫

運用実績

◎最新の運用実績は委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。
◎運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

基準価額・純資産の推移(2022年8月31日現在)

為替ヘッジあり

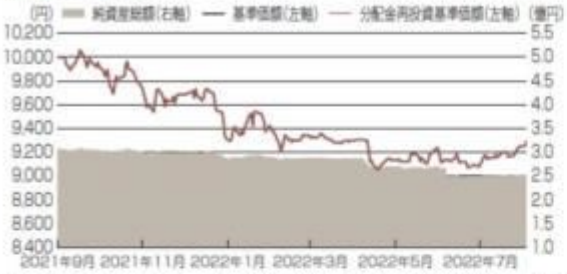

為替ヘッジなし

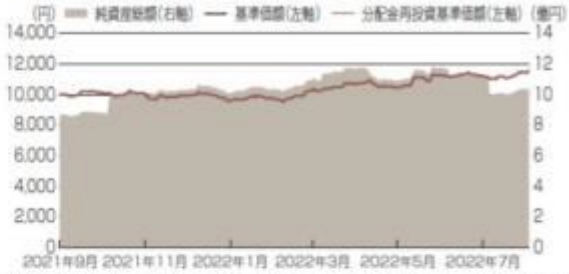

※分配金再投資基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後で、収益分配が行われた場合には税引前の分配金を再投資したものとして算出。
※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後で算出。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

為替ヘッジあり

2022年2月	0円
2022年8月	0円
設定来累計	0円

為替ヘッジなし

2022年2月	0円
2022年8月	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況(2022年8月31日現在)

セクター別構成比率

セクター	ネット
資本財・サービス	5.7%
エネルギー	0.1%
金融	0.0%
素材	0.0%
公益事業	0.0%
一般消費財・サービス	-1.4%
コミュニケーション・サービス	-1.6%
生活必需品	-1.9%
情報技術	-2.0%
ヘルスケア	-2.1%
その他	2.6%
合計	-0.5%

国・地域別構成比率

国・地域	ロング	ショート	ネット
米国およびカナダ	74.8%	75.6%	-0.8%
欧州	4.6%	6.4%	-1.8%
アジア	2.9%	0.6%	2.3%
その他	0.2%	0.5%	-0.2%
合計	82.5%	83.0%	-0.5%

組入上位10銘柄(ロングポジションのみ)

	銘柄	構成比
1	クアンタ・サービシーズ	3.4%
2	センプラ・エナジー	2.7%
3	TEコネクティビティ	2.7%
4	プラグ・パワー	2.5%
5	KBR	2.2%
6	ウエイスト・コネクションズ	2.2%
7	エアープロダクツ・アンド・ケミカルズ	2.0%
8	アプティブ	2.0%
9	エイコム	2.0%
10	ニュートリエン	2.0%
	上位10銘柄合計	23.5%

※セクター別構成比率、国・地域別構成比率は、純資産総額に占める割合、組入上位10銘柄は、純資産総額に占めるロングポジションの割合です。
※表示桁未満の数値がある場合、四捨五入で処理しています。
※上記の運用実績は基準日時点におけるデータであり、将来の成果を示唆・保証するものではなく、市場動向等により変動します。ポートフォリオの内容は市場動向等を勘案して随時変更されます。いかなる個別銘柄の売買、ポートフォリオの構築、投資戦略の採用等の行為を推奨するものではありません。

年間収益率の推移(2022年8月31日現在)

為替ヘッジあり

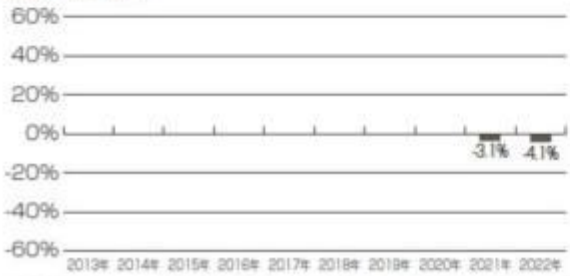

為替ヘッジなし

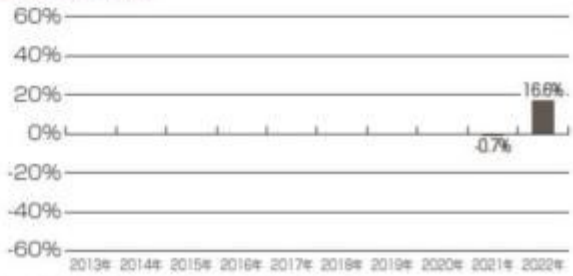

※2021年については、当初設定日(2021年9月29日)から12月末まで、2022年は年初から8月末までの騰落率。
※税引前分配金を再投資したものとして算出。
※ファンドにはベンチマークはありません。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

（１）申込方法

販売会社所定の方法でお申込みください。

（２）コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の２通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。また、＜分配金再投資コース＞を利用する場合は、販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

（３）申込みの受付

・毎月の特定日[※1]を取得申込受付日とします。

・当月の特定日に係る取得の申込期限は、原則として特定日の5海外営業日前[※2]までとし、当月の特定日に係る申込については、当月の第1営業日から申込期限の日までの各営業日に行うものとします。

・当月の指定された当該期間における各営業日の午後3時までに、取得の申込が行われ、かつ当該申込に係る所定の事務手続きが完了したものを当月の申込分とします。

※１　特定日は、主要投資対象である指定外国投資信託における各月の最終営業日とします。なお、指定外国投資信託の営業日はロンドン証券取引所、東京証券取引所、ニューヨーク証券取引所およびロンドンの銀行、ニューヨークの銀行、ダブリンの銀行、日本の銀行、ケイマンの銀行が休業日でない日とします。

※２　海外営業日は、指定外国投資信託における営業日ベースとします。

（４）取得申込不可日

当ファンドは毎月の特定日に係る申込期間において、取得の申込を行うことができます。当該申込期間以外の日に取得の申込を行うことはできません。詳細は、上記「（３）申込みの受付」をご覧ください。

（５）申込金額

特定日の翌々営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

※「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

（６）申込単位（当初元本１口＝１円）

販売会社が独自に定める単位とします。

※詳しくは、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先 ＜UBSアセット・マネジメント株式会社＞ ホームページアドレス：http://www.ubs.com/japanfunds/ 電 話 番 号：03-5293-3700（営業日の9:00-17:00）

（７）申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

（８）受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所[※]等における取引の停止、投資対象である投資信託証券の取引の停止(その他の解約制限を含む)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事由（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、取得の申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得の申込みの受付を取消すことができます。

※金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

（１）解約の受付

・毎月の特定日を解約請求受付日とします。

・当月の特定日に係る解約の申込期限は、原則として特定日の5海外営業日前までとし、当月の特定日に係る申込については、当月の第1営業日から申込期限の日までの各営業日に行うものとします。

・当月の指定された当該期間における各営業日の午後3時までに解約の申込が行われ、かつ当該申込に係る所定の事務手続きが完了したものを当月の申込分とします。

（２）解約請求不可日

当ファンドは毎月の特定日に係る申込期間において、解約の申込を行うことができます。当該申込期間以外の日に解約の申込を行うことはできません。詳細は、上記「（１）解約の受付」をご覧ください。

（３）解約制限

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。

なお、指定外国投資信託における解約制限により、当ファンドの換金申込の一部もしくは全部が行えない、または換金申込の取消などの影響を受ける可能性があります。

（４）解約価額

特定日の翌々営業日の基準価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先 ＜UBSアセット・マネジメント株式会社＞ ホームページアドレス：http://www.ubs.com/japanfunds/ 電 話 番 号：03-5293-3700（営業日の9:00-17:00）

（５）手取額

１口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。

※税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（６）解約単位

販売会社が独自に定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（７）解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日（特定日）から起算して9営業日目からお支払いします。

（８）受付の中止および取消

・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、投資対象である投資信託証券の取引の停止(その他の解約制限を含む)、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他合理的な事由（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等を含みます。）があると委託会社が判断したときは、解約請求の受付を中止すること、およびすでに受付けた解約請求の受付を取消すことができます。

・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受付けることができる日とします。）に解約請求を受付けたものとして取り扱います。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

① 基準価額の算出

・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。

・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純

資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは１万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

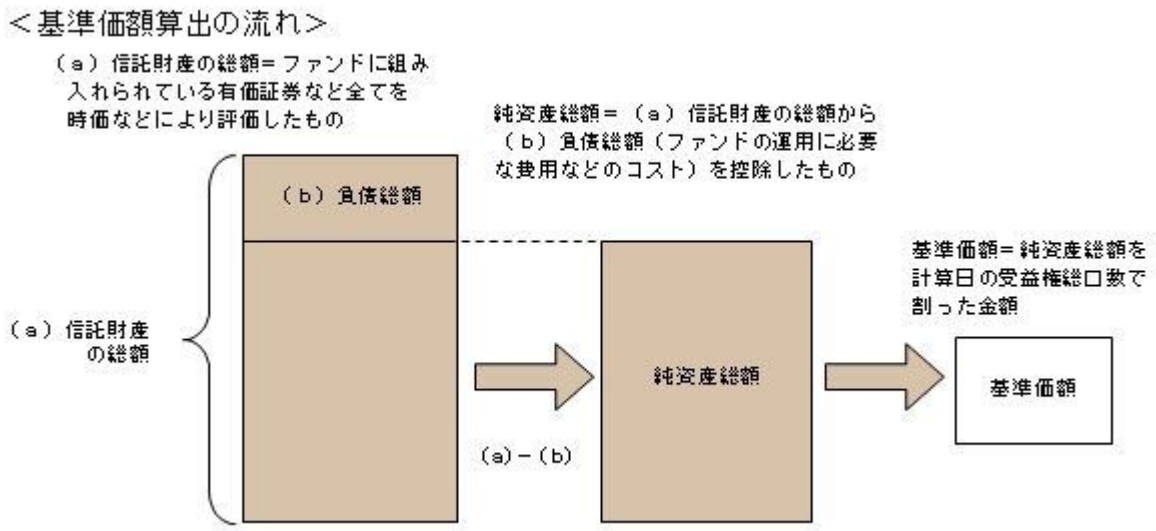

② 有価証券などの評価基準

信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

＜主な資産の評価方法＞

◇投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先
＜UBSアセット・マネジメント株式会社＞
ホームページアドレス：http://www.ubs.com/japanfunds/
電 話 番 号：03-5293-3700（営業日の9:00-17:00）

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

無期限とします（2021年9月29日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

毎年2月3日から8月2日まで、8月3日から翌年2月2日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

（５）【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

１）委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

イ）信託契約締結日より１年経過後（2022年9月29日以降）に信託契約の一部解約により各ファンドの純資産総額が30億円を下回ることとなったとき

ロ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
ハ）やむを得ない事情が発生したとき

２）この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

３）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

イ）主要投資対象とする外国籍の投資信託が存続しない事となる場合
ロ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
ハ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
ニ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
ホ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

４）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

・償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日まで）から受益者に支払います。
・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

③ 信託約款の変更など

１）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

２）この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）

３）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

④ 書面決議

１）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の２週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

２）受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。

３）書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行ないます。

４）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。

５）当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。

６）当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

＜書面決議の主な流れ＞

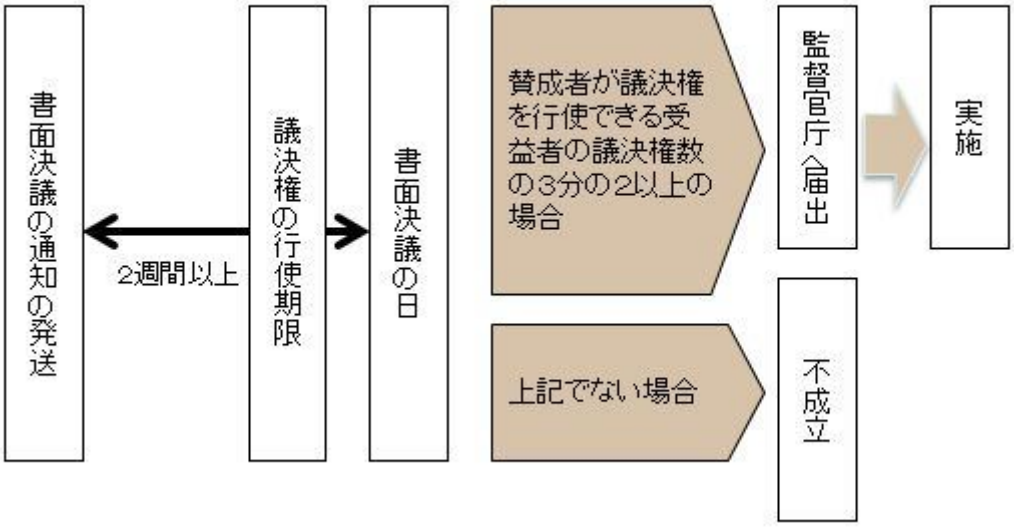

⑤　公告

公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥　運用報告書の作成

・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。

・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス　http://www.ubs.com/japanfunds/

⑦　関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より１年間とします。ただし、期間満了の３ヵ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に１年間延長されるものとし、以後も同様とします。

⑧　他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

１．他の受益者の氏名または名称および住所

２．他の受益者が有する受益権の内容

４【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

（１）収益分配金・償還金受領権

・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から５年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行なわない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

（２）解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

（３）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

ＵＢＳ環境ロング・ショート・ファンド（為替ヘッジあり）
ＵＢＳ環境ロング・ショート・ファンド（為替ヘッジなし）

(1)　当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
　なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)　当ファンドの第1期計算期間は、信託約款第30条により、2021年 9月29日から2022年 2月 2日までとなっております。
　なお、当ファンドの計算期間は6ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

(3)　当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間(2022年 2月 3日から2022年 8月 2日まで)の財務諸表について、ＰｗＣあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

１【財務諸表】

【ＵＢＳ環境ロング・ショート・ファンド（為替ヘッジあり）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2022年 2月 2日現在	当期 2022年 8月 2日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,922,841	6,271,548
投資信託受益証券	9,995	9,988
投資証券	288,466,200	245,808,804
未収入金	10,000	10,000
流動資産合計	291,409,036	252,100,340
資産合計	291,409,036	252,100,340
負債の部		
流動負債		
未払金	10,000	10,000
未払受託者報酬	34,291	45,238
未払委託者報酬	845,710	1,115,863
未払利息	8	17
その他未払費用	54,222	104,315
流動負債合計	944,231	1,275,433
負債合計	944,231	1,275,433
純資産の部		
元本等		
元本	308,966,584	273,408,050
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△18,501,779	△22,583,143
（分配準備積立金）	-	-
元本等合計	290,464,805	250,824,907
純資産合計	290,464,805	250,824,907
負債純資産合計	291,409,036	252,100,340

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　2021年 9月29日 至　2022年 2月 2日	当期 自　2022年 2月 3日 至　2022年 8月 2日
営業収益		
有価証券売買等損益	△17,533,805	△5,657,403
営業収益合計	△17,533,805	△5,657,403
営業費用		
支払利息	1,669	1,975
受託者報酬	34,291	45,238
委託者報酬	845,710	1,115,863
その他費用	54,222	104,315
営業費用合計	935,892	1,267,391
営業利益又は営業損失（△）	△18,469,697	△6,924,794
経常利益又は経常損失（△）	△18,469,697	△6,924,794
当期純利益又は当期純損失（△）	△18,469,697	△6,924,794
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	-	△715,800
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-	△18,501,779
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	2,145,093
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	2,145,093
剰余金減少額又は欠損金増加額	32,082	17,463
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	32,082	17,463
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△18,501,779	△22,583,143

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券および投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
２.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目		前期 2022年 2月 2日現在	当期 2022年 8月 2日現在
１.	計算期間末日における受益権の総数	308,966,584口	273,408,050口
２.	元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は18,501,779円です。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は22,583,143円です。
３.	計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9401円 (9,401円)	0.9174円 (9,174円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2021年 9月29日 至 2022年 2月 2日			当期 自 2022年 2月 3日 至 2022年 8月 2日		
	分配金の計算過程			分配金の計算過程	
A	費用控除後の配当等収益額	0円	A	費用控除後の配当等収益額	0円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	0円	C	収益調整金額	0円
D	分配準備積立金額	0円	D	分配準備積立金額	0円
E	当ファンドの分配対象収益額	0円	E	当ファンドの分配対象収益額	0円
F	10,000口当たり収益分配対象額	0円	F	10,000口当たり収益分配対象額	0円
G	10,000口当たり分配金額	0円	G	10,000口当たり分配金額	0円
H	収益分配金金額	0円	H	収益分配金金額	0円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ.金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2021年 9月29日 至 2022年 2月 2日	当期 自 2022年 2月 3日 至 2022年 8月 2日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券、投資証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、投資証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券および投資証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、株式、公社債等です。これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左

Ⅱ.金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2022年 2月 2日現在	当期 2022年 8月 2日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 2022年 2月 2日現在	当期 2022年 8月 2日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	△5	△7
投資証券	△17,533,188	△4,893,039
合計	△17,533,193	△4,893,046

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	前期 自 2021年 9月29日 至 2022年 2月 2日	当期 自 2022年 2月 3日 至 2022年 8月 2日
元本の推移		
期首元本額	306,998,393円	308,966,584円
期中追加設定元本額	1,968,191円	259,477円
期中一部解約元本額	－円	35,818,011円

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

①　株式

該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	10,058	9,988	
投資信託受益証券合計		10,058	9,988	
投資証券	Environmental Long Short Japan Master Limited (Class A-JPY Hedged Shares)	26,594.050	245,808,804	
投資証券合計		26,594.050	245,808,804	
合計			245,818,792	

(注)投資信託受益証券および投資証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ＵＢＳ環境ロング・ショート・ファンド（為替ヘッジなし）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 2022年 2月 2日現在	当期 2022年 8月 2日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	11,929,334	8,608,779
投資信託受益証券	9,995	9,988
投資証券	1,028,376,777	1,102,318,369
未収入金	-	10,000
流動資産合計	1,040,316,106	1,110,947,136
資産合計	1,040,316,106	1,110,947,136
負債の部		
流動負債		
未払金	15,000,000	10,000
未払受託者報酬	111,425	181,004
未払委託者報酬	2,748,598	4,464,647
未払利息	33	24
その他未払費用	176,277	421,883
流動負債合計	18,036,333	5,077,558
負債合計	18,036,333	5,077,558
純資産の部		
元本等		
元本	1,050,523,145	992,961,341
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△28,243,372	112,908,237
（分配準備積立金）	-	113,260,633
元本等合計	1,022,279,773	1,105,869,578
純資産合計	1,022,279,773	1,105,869,578
負債純資産合計	1,040,316,106	1,110,947,136

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自　2021年 9月29日 至　2022年 2月 2日	当期 自　2022年 2月 3日 至　2022年 8月 2日
営業収益		
有価証券売買等損益	△24,623,228	155,941,585
営業収益合計	△24,623,228	155,941,585
営業費用		
支払利息	4,246	3,492
受託者報酬	111,425	181,004
委託者報酬	2,748,598	4,464,647
その他費用	176,277	421,883
営業費用合計	3,040,546	5,071,026
営業利益又は営業損失（△）	△27,663,774	150,870,559
経常利益又は経常損失（△）	△27,663,774	150,870,559
当期純利益又は当期純損失（△）	△27,663,774	150,870,559
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△3,181	12,615,357
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-	△28,243,372
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,619	2,896,407
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,619	2,702,911
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	193,496
剰余金減少額又は欠損金増加額	584,398	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	584,398	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△28,243,372	112,908,237

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

１.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券および投資証券の基準価額に基づいて評価しております。
２.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	金融商品の時価に関する補足情報 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（重要な会計上の見積りに関する注記）

当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目		前期 2022年 2月 2日現在	当期 2022年 8月 2日現在
１.	計算期間末日における受益権の総数	1,050,523,145口	992,961,341口
２.	元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は28,243,372円です。	―
３.	計算期間末日における1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9731円 (9,731円)	1.1137円 (11,137円)

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2021年 9月29日 至 2022年 2月 2日			当期 自 2022年 2月 3日 至 2022年 8月 2日		
	分配金の計算過程			分配金の計算過程	
A	費用控除後の配当等収益額	0円	A	費用控除後の配当等収益額	0円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円	B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	113,260,633円
C	収益調整金額	0円	C	収益調整金額	0円
D	分配準備積立金額	0円	D	分配準備積立金額	0円
E	当ファンドの分配対象収益額	0円	E	当ファンドの分配対象収益額	113,260,633円
F	10,000口当たり収益分配対象額	0円	F	10,000口当たり収益分配対象額	1,140円
G	10,000口当たり分配金額	0円	G	10,000口当たり分配金額	0円
H	収益分配金金額	0円	H	収益分配金金額	0円

（金融商品に関する注記）

Ⅰ.金融商品の状況に関する事項

項目	前期 自 2021年 9月29日 至 2022年 2月 2日	当期 自 2022年 2月 3日 至 2022年 8月 2日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託として、投資信託受益証券、投資証券等の金融商品を主要投資対象とし、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき運用を行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、投資信託受益証券、投資証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務です。また、当ファンドが投資信託受益証券および投資証券への投資を通じて保有する主な金融資産は、株式、公社債等です。これらは、株価変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行については、投資対象、投資制限等を規定した運用ガイドラインに従って運用部門が執行します。 管理部門は、運用ガイドラインに則って適切な運用がされているかおよび、運用結果の定期的な検証を通じて、下記に掲げる各種リスクが適切に管理されていることをモニタリングしています。 また、それらの状況は定期的に開催される各委員会に報告され、状況の把握・確認が行われるほか、適切な運営について検証が行われます。 ・市場リスク ファンドのパフォーマンスが一定の許容範囲内にあるかどうかモニタリングし、リターンの大きな変動を注視することで市場リスクが適切に管理されていることを確認しています。 ・信用リスク、流動性リスク 運用ガイドラインに従って、証券格付や、証券や発行体への集中投資制限をモニタリングし、投資対象に関するこれらのリスクが適切に管理されていることを確認しています。 また、取引先の信用リスクについては、グループポリシーで認められた相手に限定することで、これを管理しています。	同左

Ⅱ.金融商品の時価等に関する事項

項目	前期 2022年 2月 2日現在	当期 2022年 8月 2日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	金融商品は原則として全て時価評価されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2.金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済されることから、帳簿価額は時価と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。 (2)有価証券 売買目的有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記「1.有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (3)デリバティブ取引 デリバティブ取引等に関する注記に記載しております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左 (2)有価証券 売買目的有価証券 同左 (3)デリバティブ取引 同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	前期 2022年 2月 2日現在	当期 2022年 8月 2日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
投資信託受益証券	△5	△7
投資証券	△24,623,223	141,855,418
合計	△24,623,228	141,855,411

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

項目	前期 自 2021年 9月29日 至 2022年 2月 2日	当期 自 2022年 2月 3日 至 2022年 8月 2日
元本の推移		
期首元本額	867,686,068円	1,050,523,145円
期中追加設定元本額	185,837,077円	48,064,012円
期中一部解約元本額	3,000,000円	105,625,816円

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表

①　株式

該当事項はありません。

②　株式以外の有価証券

種　類	銘　柄	券面総額	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）	10,058	9,988	
投資信託受益証券合計		10,058	9,988	
投資証券	Environmental Long Short Japan Master Limited (Class A-JPY Shares)	98,298.410	1,102,318,369	
投資証券合計		98,298.410	1,102,318,369	
合計			1,102,328,357	

(注)投資信託受益証券および投資証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３　デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)
当ファンドは国内投資信託「ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）」ならびにケイマン籍円建て外国投資信託「環境ロング・ショート・ジャパン・マスター・リミテッド」（以下「同ファンド」といいます。）を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」および「投資証券」は同ファンドの受益証券です。

国内投資信託「ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）」ならびにケイマン籍円建て外国投資信託「環境ロング・ショート・ジャパン・マスター・リミテッド」の状況は次の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外です。

国内投資信託「ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）」の状況

ご参考として第13期決算日（2022年１月20日）の状況をご報告申し上げます。

損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	自　2021年 1月21日 至　2022年 1月20日
営業収益	
有価証券売買等損益	△12,094
営業収益合計	△12,094
営業費用	
受託者報酬	3,942
委託者報酬	1,239
その他費用	232
営業費用合計	5,413
営業利益又は営業損失（△）	△17,507
経常利益又は経常損失（△）	△17,507
当期純利益又は当期純損失（△）	△17,507
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△5,291
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△74,491
剰余金増加額又は欠損金減少額	33,422
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	33,422
剰余金減少額又は欠損金増加額	115
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	115
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△53,400

組入資産明細表（2022年 1月20日現在）

種　類	銘　柄	券面総額	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	ＵＢＳ短期円金利プラス・マザーファンド	8,608,103	8,602,938	
合計		8,608,103	8,602,938	

(注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は、証券数を表示しております。

ＵＢＳ短期円金利プラス・マザーファンドの運用状況

当ファンドは、ＵＢＳ短期円金利プラス・ファンド（適格機関投資家向け）が投資対象とする親投資信託で、信託財産の実質的な運用を行っております。
ご参考として、第13期決算日（2022年１月20日）の運用状況をご報告申し上げます。

損益及び剰余金計算書

（単位：円）

	自　2021年 1月21日 至　2022年 1月20日
営業収益	
営業収益合計	-
営業費用	
支払利息	12,393
営業費用合計	12,393
営業利益又は営業損失（△）	△12,393
経常利益又は経常損失（△）	△12,393
当期純利益又は当期純損失（△）	△12,393
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	-
期首剰余金又は期首欠損金（△）	6,793
剰余金増加額又は欠損金減少額	701
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	701
剰余金減少額又は欠損金増加額	7
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	7
分配金	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△4,906

組入資産明細表（2022年1月20日現在）

2022年1月20日現在、ＵＢＳ短期円金利プラス・マザーファンドにおける組入資産はありません。

ケイマン籍外国投資信託「環境ロング・ショート・ジャパン・マスター・リミテッド」の運用状況

当ファンドは、「UBS環境ロング・ショート・ファンド」の各ファンドが投資対象とする外国投資証券です。
ご参考として、掲載されている当ファンドの損益計算書及び有価証券明細表は、2021年12月30日現在の現地Annual Reportからの抜粋であり、現地の会計基準に基づき作成され、監査を受けたものです。なお、有価証券明細表は当該監査の対象外であり、未監査ものを掲載しております。

損益計算書

	自　2021年10月1日　至　2021年12月30日 米ドル
投資有価証券、デリバティブ取引および外国通貨取引に係る実現および未実現利益（損失）	
投資有価証券および外国通貨取引に係る実現純利益	454,351
デリバティブ取引および外国通貨取引に係る実現純利益	237,302
投資有価証券および外国通貨取引に係る未実現評価益（損）	(1,347,206)
デリバティブ取引および外国通貨取引に係る未実現評価益（損）	(43,756)
投資有価証券、デリバティブ取引および外国通貨取引に係る純損失	(699,309)
投資収益	
配当金（外国源泉徴収税控除後 $8,652）	33,320
利息	3,070

投資収益合計	36,390
費用	
配当金	67,414
利息	11,595
運用管理報酬	30,585
運用報酬	85
その他	83,986
費用合計	193,665
投資純損失	**(157,275)**
純資産の純変動額	**(856,584)**

2021年12月30日現在の有価証券明細表（未監査）

銘柄	株数	通貨	米ドル建て評価額
現金および同等物			
Canadian Dollar	164,103.83	CAD	128,799.80
Danish krone	1,744,014.85	DKK	265,596.80
Euro	199,007.50	EUR	225,375.99
Japanese yen	168,311.49	JPY	1,462.56
Pound Sterling	4,399.48	GBP	5,938.86
U.S. Dollars	27,528,321.53	USD	27,528,321.53
小計			**28,155,495.54**
借入			
Euro	-2,218,305.72	EUR	-2,512,231.23
Hong Kong Dollar	-933,925.73	HKD	-119,743.28
Norwegian Krone	-1,592,404.78	NOK	-180,675.86
Pound Sterling	-4,361.84	GBP	-5,888.05
U.S. Dollars	-79,789.67	USD	-79,789.67
小計			**-2,898,328.09**
ロングポジション			
米国預託証券			
NIO INC - ADR	3,387.00	USD	109,806.54
ROYAL DUTCH SHELL-SPON ADR-A	14,052.00	USD	609,856.80
XPENG INC - ADR	7,311.00	USD	357,507.90
小計			**1,077,171.24**
普通株式			
HUDBAY MINERALS INC	27,100.00	CAD	194,194.33
NFI GROUP INC	7,614.00	CAD	120,236.79
NUVISTA ENERGY LTD	76,231.00	CAD	417,622.15
TIDEWATER RENEWABLES LTD	20,664.00	CAD	238,249.87
ORSTED A/S	1,032.00	DKK	131,263.16
AKZO NOBEL N.V.	5,323.00	EUR	582,574.68
AUTO1 GROUP SE	7,318.00	EUR	161,111.63
BAYER AG-REG	11,325.00	EUR	602,801.46
COVESTRO AG	16,539.00	EUR	1,015,188.64
ENEL SPA	20,293.00	EUR	161,929.92
SIEMENS ENERGY AG	4,547.00	EUR	115,811.75
VESTAS WIND SYSTEMS A/S	2,428.00	EUR	73,334.76
CIMC ENRIC HOLDINGS LTD	100,000.00	HKD	144,882.94
ELKEM ASA	2,750.00	NOK	9,304.37
NORSK HYDRO ASA	1,375.00	NOK	10,845.74
SCATEC ASA	10,015.00	NOK	173,571.66
AES CORP	31,952.00	USD	772,279.84
ARCHAEA ENERGY INC	7,177.00	USD	124,879.80
ARRIVAL SA	12,510.00	USD	98,328.60
AZEK CO INC/THE	8,411.00	USD	382,195.84
AZURE POWER GLOBAL LTD	6,059.00	USD	108,819.64
CANADIAN SOLAR INC	3,850.00	USD	120,890.00
CELANESE CORP	1,660.00	USD	275,775.80
CHEMOURS CO/THE	9,548.00	USD	316,802.64
CLEARWAY ENERGY INC-C	3,552.00	USD	126,841.92
COMSTOCK RESOURCES INC	4,446.00	USD	36,590.58
CSX CORP	20,433.00	USD	762,559.56
CUMMINS INC	5,655.00	USD	1,231,885.20
EQT CORP	86,982.00	USD	1,917,083.28
FERROGLOBE PLC	22,226.00	USD	137,134.42
FIRST SOLAR INC	1,279.00	USD	112,603.16
FISKER INC	13,340.00	USD	215,574.40
GENERAC HOLDINGS INC	562.00	USD	198,363.52

銘柄	株数	通貨	米ドル建て評価額
GENERAL MOTORS CO	12,006.00	USD	697,908.78
INFRASTRUCTURE AND ENERGY AL	666.00	USD	6,053.94
INGEVITY CORP	1,278.00	USD	92,361.06
ITRON INC	2,065.00	USD	139,965.70
JACOBS ENGINEERING GROUP INC	2,935.00	USD	407,466.05
LI-CYCLE HOLDINGS CORP	56,061.00	USD	555,003.90
LINDE PLC	1,210.00	USD	416,639.30
LITHIUM AMERICAS CORP	3,372.00	USD	99,743.76
LYFT INC-A	3,264.00	USD	141,951.36
MASTEC INC	5,929.00	USD	545,349.42
MDU RESOURCES GROUP INC	5,824.00	USD	179,029.76
METHANEX CORP	8,506.00	USD	337,262.90
MURPHY USA INC	1,085.00	USD	215,253.15
NOUVEAU MONDE GRAPHITE INC	9,413.00	USD	67,397.08

PLUG POWER INC	3,337.00	USD	96,239.08
PPG INDUSTRIES INC	697.00	USD	119,249.73
PROTERRA INC	4,663.00	USD	41,780.48
RENEW ENERGY GLOBAL PLC-A	44,981.00	USD	345,454.08
RIVIAN AUTOMOTIVE INC-A	821.00	USD	84,907.82
SOLAREDGE TECHNOLOGIES INC	404.00	USD	114,069.40
SOUTHWESTERN ENERGY CO	42,640.00	USD	204,672.00
STEM INC	9,774.00	USD	189,615.60
SUNLIGHT FINANCIAL HOLDINGS	32,664.00	USD	145,028.16
TE CONNECTIVITY LTD	6,984.00	USD	1,121,560.56
WESTLAKE CHEMICAL CORP	5,733.00	USD	557,534.25
XCEL ENERGY INC	839.00	USD	57,244.97
ZEVIA PBC-A	418.00	USD	2,930.18
小計			**18,073,204.52**
株式オプション			
PCG US 01/22 C10.00	123.00	USD	26,383.50
株式スワップ			
ESW_BUREAU VERITAS SA	9,775.00	EUR	4,882.62
ESW_EDP - ENERGIAS DE PORTUGAL SA	27,362.00	EUR	124.32
ESW_EDP RENOVAVEIS SA	5,181.00	EUR	234.70
ESW_ELECTRICITE DE FRANCE SA	30,053.00	EUR	-74,706.88
ESW_ENGIE SA	91,708.00	EUR	6,020.33
ESW_VALEO SA	2,145.00	EUR	194.34
ESW_RIO TINTO PLC	4,725.00	GBP	10,306.48
ESW_CS WIND CORP	2,055.00	USD	3,557.19
ESW_ENERGY TRANSFER EQUITY LP	10,415.00	USD	0.00
ESW_LONGSHINE TECHNOLOGY CO LTD	28,649.00	USD	-2,447.40
小計			**-51,834.30**
上場投資信託			
ISHARES MSCI USA MOMENTUM FA	134.00	USD	24,436.24
優先株式			
VOLKSWAGEN AG-PREF	1,449.00	EUR	291,243.35
SPACユニット（普通株式およびワラントの組合せ）			
BROOKFIELD RENEWABLE PARTNER	3,652.00	USD	128,148.68
ショートポジション			
米国預託証券			
VALE SA-SP ADR	-10,715.00	USD	-150,867.20

銘柄	株数	通貨	米ドル建て評価額
普通株式			
CAPSTONE MINING CORP	-38,392.00	CAD	-165,126.88
IMPERIAL OIL LTD	-28,333.00	CAD	-996,024.71
AP MOLLER-MAERSK A/S-B	-152.00	DKK	-542,824.08
BASF SE	-6,187.00	EUR	-432,878.71
BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	-2,165.00	EUR	-216,965.31
SIEMENS AG-REG	-665.00	EUR	-114,985.22
3M CO	-1,739.00	USD	-308,915.96
ALBEMARLE CORP	-1,753.00	USD	-410,815.55
ALLIANT ENERGY CORP	-6,321.00	USD	-388,425.45
AMEREN CORPORATION	-6,567.00	USD	-584,857.02
APTIV PLC	-2,717.00	USD	-443,251.38
CABOT CORP	-4,104.00	USD	-227,772.00
CARMAX INC	-1,656.00	USD	-212,282.64
CARRIER GLOBAL CORP	-8,046.00	USD	-430,863.30
CHEVRON CORP	-1,174.00	USD	-137,862.82
COCA-COLA CO/THE	-2,527.00	USD	-148,537.06
DEVON ENERGY CORP	-3,601.00	USD	-157,255.67
DIAMONDBACK ENERGY INC	-5,399.00	USD	-579,366.69
DOW INC	-5,468.00	USD	-310,473.04
EASTMAN CHEMICAL CO	-2,934.00	USD	-351,199.80
ECOLAB INC	-1,940.00	USD	-453,979.40
ENPHASE ENERGY INC	-2,933.00	USD	-546,740.53
EVOQUA WATER TECHNOLOGIES CO	-1,390.00	USD	-64,537.70
EXXON MOBIL CORP	-2,215.00	USD	-134,649.85
GENERAL ELECTRIC CO	-1,395.00	USD	-132,106.50
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	-7,039.00	USD	-1,434,055.47
HUNTSMAN CORP	-11,043.00	USD	-383,854.68
ITT INC	-7,684.00	USD	-783,537.48
LIVENT CORP	-5,136.00	USD	-127,218.72
LUCID GROUP INC	-7,108.00	USD	-275,435.00
MP MATERIALS CORP	-7,519.00	USD	-340,309.94
NEXTERA ENERGY INC	-3,533.00	USD	-327,756.41
OLD DOMINION FREIGHT LINE	-4,692.00	USD	-1,671,618.84
OLIN CORP	-813.00	USD	-46,674.33
P G & E CORP	-12,300.00	USD	-148,461.00
PACCAR INC	-1,589.00	USD	-138,910.38
PHILLIPS 66	-1,916.00	USD	-138,814.20
RANGE RESOURCES CORP	-14,945.00	USD	-273,045.15
ROCKWELL AUTOMATION INC	-4,253.00	USD	-1,475,110.52
ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	-1,898.00	USD	-146,810.30
RPM INTERNATIONAL INC	-2,867.00	USD	-286,499.31
SMITH (A.O.) CORP	-4,382.00	USD	-373,740.78
SOUTHWEST AIRLINES CO	-2,985.00	USD	-127,519.20
SUNPOWER CORP	-3,264.00	USD	-68,576.64
TESLA INC	-342.00	USD	-366,056.28

TRINSEO PLC	-4,450.00	USD	-233,313.50
TYSON FOODS INC-CL A	-1,679.00	USD	-144,931.28
WATSCO INC	-2,105.00	USD	-650,297.65
ZOETIS INC	-1,829.00	USD	-448,397.64
小計			**-18,903,641.97**
株式スワップ			
ESW_GAMESA CORP TECNOLOGICA SA	-1,644.00	EUR	1,427.22
現物商品先物			
NATURAL GAS FUTR Dec22	-14.00	USD	42,865.26

銘柄	株数	通貨	米ドル建て評価額
未収配当金			
Canadian Dollar	1,900.39	CAD	1,491.55
South Korean won	1,233,000.00	KRW	1,036.96
U.S. Dollars	5,145.07	USD	5,145.07
小計			**7,673.58**
外国先物為替取引未収金			
JPY.FWD	306,000,000.00	JPY	2,659,370.74
USD.FWD	80,288.81	USD	80,288.81
小計			**2,739,659.55**
未収金			
Canadian Dollar	53,472.39	CAD	41,968.77
Euro	125,694.77	EUR	142,349.32
U.S. Dollars	588,798.83	USD	588,798.83
小計			**773,116.92**
未払源泉徴収額			
U.S. Dollars	-657.48	USD	-657.48
未払管理費用			
U.S. Dollars	-34,525.34	USD	-34,525.34
未払監査報酬			
U.S. Dollars	-7,479.29	USD	-7,479.29
未払銀行手数料			
U.S. Dollars	-1,196.65	USD	-1,196.65
未払販売会社報酬			
U.S. Dollars	-4,985.89	USD	-4,985.89
未払配当金			
Canadian Dollar	-7,174.44	CAD	-5,630.99
U.S. Dollars	-13,221.68	USD	-13,221.68
小計			**-18,852.67**
未払外国口座税務コンプライアンス手数料			
U.S. Dollars	-149.24	USD	-149.24
未払財務諸表作成手数料			
U.S. Dollars	-2,119.39	USD	-2,119.39
外国先物為替取引未払金			
JPY.FWD	-9,114,908.00	JPY	-79,215.42
USD.FWD	-2,696,657.70	USD	-2,696,657.70
小計			**-2,775,873.12**
未払弁護士費用			
U.S. Dollars	58,958.90	USD	58,958.90
未払運用管理報酬			
Japanese yen	-3,479,111.84	JPY	-30,584.93
未払金			
Japanese yen	0.00	JPY	352.82
U.S. Dollars	-332,275.74	USD	-332,275.74
小計			**-331,922.92**
合計			**26,186,766.02**

２【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2022年 8月31日現在です。

【ＵＢＳ環境ロング・ショート・ファンド（為替ヘッジあり）】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	254,255,146円
Ⅱ　負債総額	186,218円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	254,068,928円
Ⅳ　発行済口数	273,408,050口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9293円

【ＵＢＳ環境ロング・ショート・ファンド（為替ヘッジなし）】

【純資産額計算書】

Ⅰ　資産総額	1,046,999,838円
Ⅱ　負債総額	753,899円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	1,046,245,939円
Ⅳ　発行済口数	903,546,019口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.1579円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（２）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

①　譲渡制限はありません。

②　受益権の譲渡

・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止

期間を設けることができます。

③　受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（４）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

（５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

（１）資本金の額等

2022年8月末現在の委託会社の資本金の額：	2,200,000,000円
委託会社が発行する株式総数：	86,400株
発行済株式総数：	21,600株
最近５年間における資本金の額の増減：	該当事項はありません。

（２）委託会社等の機構

①　経営体制

（取締役会）

委託会社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議によってこれを決定します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、その通知は会日の少なくとも３日前に各取締役および各監査役に対して発します。ただし、緊急の必要あるときは、取締役および監査役全員の同意を得て、招集の手続を省略することができます。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行います。

取締役会の議長には、社長が当たります。社長がその職務にあたれない場合は、他の取締役で、取締役の順序において上位にある者がその任に当たります。

（代表取締役および役付取締役）

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。

代表取締役は、会社を代表し取締役会の決議に従い業務を執行します。

取締役会の決議をもって取締役の中から会長、社長、副社長、およびその他役付取締役若干名を定めることができます。

②　投資運用の意思決定機構

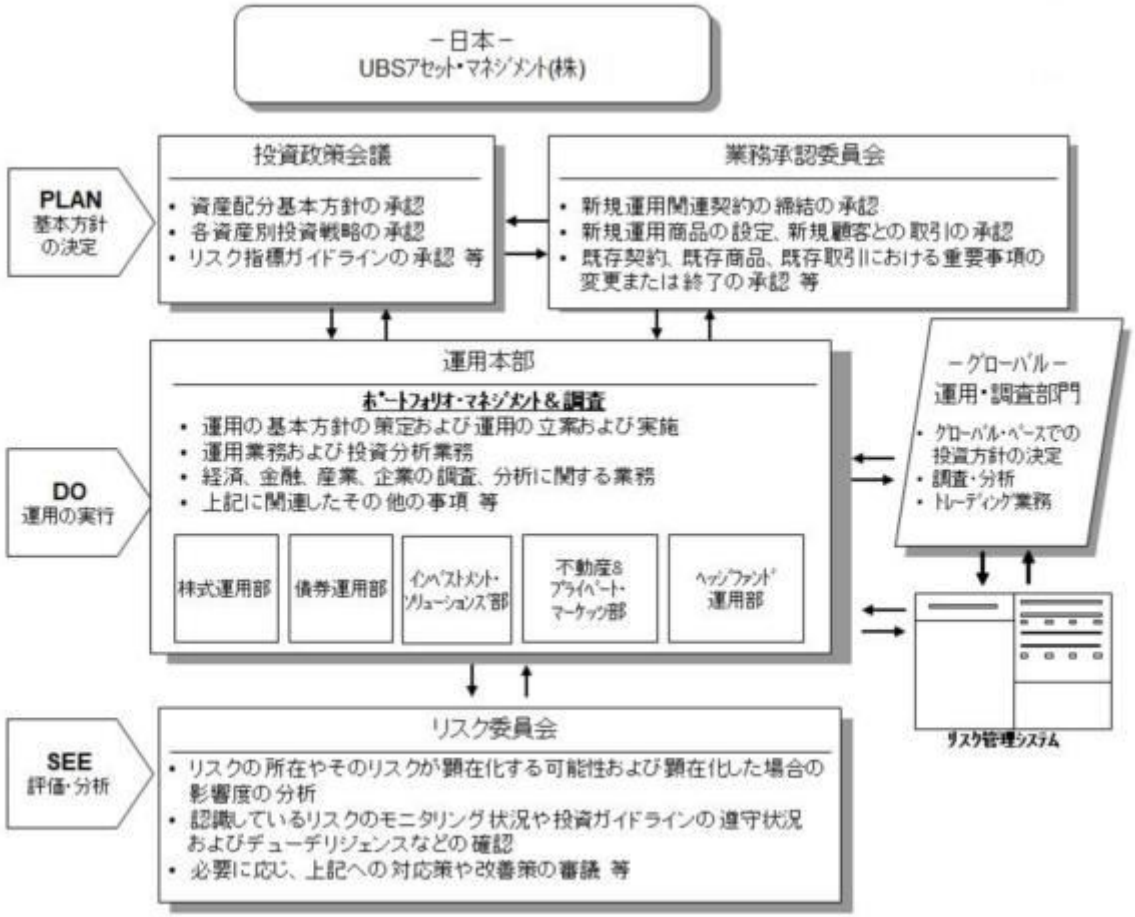

※2022年8月末現在

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用及び投資一任契約に基づき委任された資産の運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業及び投資助言業を行っています。
委託会社の運用する証券投資信託は2022年8月末現在、以下のとおりです。（ただし、親投資信託は除きます。）

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
単位型株式投資信託	40	62,292
追加型株式投資信託	77	581,469
合計	117	643,760

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。また、記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また中間財務諸表の記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2.　監査証明について

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2021年1月1日から2021年12月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

当社は、「金融商品取引法」第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間（2022年1月1日から2022年6月30日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により中間監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

期別		前事業年度（2020年12月31日）		当事業年度（2021年12月31日）	
科目	注記番号	内訳	金額（千円）	内訳	金額（千円）
（資産の部）					
流動資産					
現金・預金	*1		5,013,218		1,837,119
未収入金	*1		68,692		87,369
未収委託者報酬			877,681		916,695
未収運用受託報酬	*1		849,138		1,025,834
その他未収収益	*1		411,506		735,209
前払費用			11,222		11,475
未収還付消費税			-		211,609
未収還付法人税等			-		272,984
その他			3,540		3,577
流動資産計			7,235,000		5,101,875
固定資産					
投資その他の資産			422,468		437,495
前払年金費用		8,568		68,195	
繰延税金資産		393,900		349,300	
ゴルフ会員権		20,000		20,000	
固定資産計			422,468		437,495
資産合計			7,657,468		5,539,371

期別		前事業年度（2020年12月31日）		当事業年度（2021年12月31日）	
科目	注記番号	内訳	金額（千円）	内訳	金額（千円）
（負債の部）					
流動負債					
預り金			63,015		63,801
未払費用	*1		1,057,992		1,510,312
未払消費税			338,010		-
未払法人税等			655,874		9,727
賞与引当金			670,554		775,367
その他			12,818		7,176
流動負債計			2,798,264		2,366,384
固定負債					
退職給付引当金			1,153		2,312
固定負債計			1,153		2,312
負債合計			2,799,418		2,368,697

（純資産の部）					
株主資本			4,858,050		3,170,673
資本金			2,200,000		2,200,000
利益剰余金			2,658,050		970,673
利益準備金		550,000		550,000	
その他利益剰余金		2,108,050		420,673	
繰越利益剰余金		2,108,050		420,673	
純資産合計			4,858,050		3,170,673
負債・純資産合計			7,657,468		5,539,371

（２）【損益計算書】

期別		前事業年度 （自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日）		当事業年度 （自 2021年 1月 1日 至 2021年12月31日）	
科目	注記番号	内訳	金額（千円）	内訳	金額（千円）
営業収益					
委託者報酬			5,793,207		6,326,317
運用受託報酬	*1*2		5,959,214		2,458,945
その他営業収益	*1*3		1,283,202		2,286,865
営業収益計			13,035,624		11,072,128
営業費用					
支払手数料			2,730,772		2,910,158
広告宣伝費			72,804		77,812
調査費			3,095,710		3,584,699
調査費		99,317		110,470	
委託調査費	*1	2,996,392		3,474,229	
委託計算費			246,986		230,341
営業雑経費			87,767		75,098
通信費		2,139		2,210	
印刷費		42,399		46,523	
協会費		17,494		17,574	
その他	*1	25,734		8,790	
営業費用計			6,234,041		6,878,111
一般管理費					
給料			2,407,963		2,555,000
役員報酬		247,753		220,107	
給料・手当	*1	1,592,585		1,636,647	
賞与		567,624		698,245	
交際費			8,184		3,225
旅費交通費			14,240		2,276
租税公課			84,915		53,446
不動産賃借料			268,420		297,352
退職給付費用			172,633		156,985
事務委託費	*1		696,759		349,151
諸経費			62,523		55,111
一般管理費計			3,715,641		3,472,547
営業利益			3,085,941		721,469
営業外収益					
受取利息		7		5	
為替差益		3,796		-	

雑収入		1,349		66	
営業外収益計			5,153		71
営業外費用					
支払利息	*1	134		0	
為替差損		-		27,798	
雑損失		2,173		1,044	
営業外費用計			2,308		28,843
経常利益			3,088,786		692,697
税引前当期純利益			3,088,786		692,697
法人税、住民税及び事業税			1,022,267		231,633
法人税等調整額			△ 39,600		44,600
当期純利益			2,106,119		416,463

（３）【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2020年1月1日　至　2020年12月31日）　(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	2,200,000	550,000	2,133,850	2,683,850	4,883,850	4,883,850
当期中の変動額						
剰余金の配当			△2,131,920	△2,131,920	△2,131,920	△2,131,920
当期純利益			2,106,119	2,106,119	2,106,119	2,106,119
当期中の変動額合計			△25,800	△25,800	△25,800	△25,800
当期末残高	2,200,000	550,000	2,108,050	2,658,050	4,858,050	4,858,050

当事業年度（自　2021年1月1日　至　2021年12月31日）　(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本合計	
		利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
			繰越利益剰余金			
当期首残高	2,200,000	550,000	2,108,050	2,658,050	4,858,050	4,858,050
当期中の変動額						
剰余金の配当			△2,103,840	△2,103,840	△2,103,840	△2,103,840
当期純利益			416,463	416,463	416,463	416,463
当期中の変動額合計			△1,687,376	△1,687,376	△1,687,376	△1,687,376
当期末残高	2,200,000	550,000	420,673	970,673	3,170,673	3,170,673

[注記事項]
（重要な会計方針）
1.　引当金の計上基準
（1）賞与引当金
役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

（2）退職給付引当金
退職給付引当金は役員及び従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産

の見込み額に基づき、必要額を計上しております。
なお、年金資産の額が、退職給付債務から数理計算上の差異等を控除した額を超える場合には、前払年金費用として計上しております。
退職給付引当金のうち、役員分は次のとおりであります。

前事業年度 （2020年12月31日）	当事業年度 （2021年12月31日）
△150千円	△1,196千円

① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、発生年度に全額損益処理しております。

2． その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（1）消費税等の処理方法
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（重要な会計上の見積り）

1． 繰延税金資産の回収可能性

（1）当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
繰延税金資産	349,300

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（未適用の会計基準等）

1． 収益認識に関する会計基準等
「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日 ）
「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 ）

（1）概要
収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。
ステップ1: 顧客との契約を識別する。
ステップ2: 契約における履行義務を識別する。
ステップ3: 取引価格を算定する。
ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。
ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

（2）適用予定日
2022年12月期の期首より適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響
「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2． 時価の算定に関する会計基準等
「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号　2019年7月4日）
「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年6月17日）

「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年7月4日）
「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　2020年3月31日）

（1）概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

（2）適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

（3）当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（表示方法の変更）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年３月31日）を当事業年度から適用し、財務諸表に会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

（貸借対照表関係）

*1 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれる関係会社に対する資産及び負債の内容は、次の通りであります。

（単位：千円）

	前事業年度 （2020年12月31日）	当事業年度 （2021年12月31日）
現金・預金	4,271,387	955,290
未収入金	7,034	5,187
未収運用受託報酬	7	7
その他未収収益	-	72,341
未払費用	41,133	60,208

（損益計算書関係）

*1 関係会社との取引

各科目に含まれる関係会社に対する取引額は、次の通りであります。

（単位：千円）

	前事業年度 自　2020年 1月 1日 至　2020年12月31日	当事業年度 自　2021年 1月 1日 至　2021年12月31日
運用受託報酬	46	46
支払利息	134	-
営業雑経費　その他	△81	81
人件費	293	-
事務委託費	467,508	448,826

*2 運用受託報酬には、次のものを含んでおります。

（単位：千円）

	前事業年度 自　2020年 1月 1日 至　2020年12月31日	当事業年度 自　2021年 1月 1日 至　2021年12月31日

投資助言報酬	40,895	43,020

*3 その他営業収益には、海外ファンドの販売資料及び運用報告書等の作成や翻訳など運用業務以外に関するサービスの提供に伴う報酬を計上しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2020年1月1日　至　2020年12月31日）

1.　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2.　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月11日臨時株主総会	普通株式	2,131,920	98,700	2020年3月31日	2020年6月12日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当ありません。

当事業年度（自　2021年1月1日　至　2021年12月31日）

1.　発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	21,600	-	-	21,600

2.　配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月28日臨時株主総会	普通株式	2,103,840	97,400	2021年3月31日	2021年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当ありません。

（金融商品関係）

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用・調達については短期的な預金・借入等に限定しております。

現在、金融機関及びその他からの借入はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬は、既にファンドの純資産額に未払委託者報酬として織り込まれ、受託者によって分別保管された投資信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

未収運用受託報酬につきましても、未収委託者報酬と同様に、年金信託勘定との投資一任契約により分別管理されている信託財産が裏付けとなっていることから、信用リスクはほとんどないものと考えています。

その他未収収益は、取引相手先を信用力の高い金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないものと考えています。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2020年12月31日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	5,013,218	5,013,218	-
未収入金	68,692	68,692	-
未収委託者報酬	877,681	877,681	-
未収運用受託報酬	849,138	849,138	-
その他未収収益	411,506	411,506	-
資産計	7,220,237	7,220,237	-
未払費用	1,057,992	1,057,992	-
未払法人税等	655,874	655,874	-
負債計	1,713,866	1,713,866	-

当事業年度（2021年12月31日）　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金・預金	1,837,119	1,837,119	-
未収入金	87,369	87,369	-
未収委託者報酬	916,695	916,695	-
未収運用受託報酬	1,025,834	1,025,834	-
その他未収収益	735,209	735,209	-
未収還付消費税	211,609	211,609	-
未収還付法人税等	272,984	272,984	-
資産計	5,086,822	5,086,822	-
未払費用	1,510,312	1,510,312	-
未払法人税等	9,727	9,727	-
負債計	1,520,039	1,520,039	-

（注）1.金融商品の時価の算定方法

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、すべて帳簿価額により表示しております。

（注）2.金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2020年12月31日）　（単位：千円）

	１年以内	１年超
現金・預金	5,013,218	-
未収入金	68,692	-
未収委託者報酬	877,681	-
未収運用受託報酬	849,138	-
その他未収収益	411,506	-
合計	7,220,237	-

当事業年度（2021年12月31日）　（単位：千円）

	１年以内	１年超
現金・預金	1,837,119	-
未収入金	87,369	-
未収委託者報酬	916,695	-
未収運用受託報酬	1,025,834	-
その他未収収益	735,209	-
未収還付消費税	211,609	-

未収還付法人税等	272,984	-
合計	5,086,822	-

（退職給付関係）

前事業年度（自　2020年1月1日　至　2020年12月31日）

1.　採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社及びUBS銀行東京支店との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2.　確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

退職給付債務の期首残高	965,986
勤務費用	108,238
利息費用	2,316
数理計算上の差異の当期発生額	△31,316
退職給付の支払額	△30,530
過去勤務費用の当期発生額	-
退職給付債務の期末残高	1,014,693

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

年金資産の期首残高	987,795
期待運用収益	5,333
数理計算上の差異の当期発生額	△73,178
事業主からの拠出額	132,688
退職給付の支払額	△30,530
年金資産の期末残高	1,022,108

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

（単位：千円）

積立型制度の退職給付債務	1,014,693
年金資産	△1,022,108
小計	△7,414
非積立型制度の退職給付債務	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△7,414
退職給付引当金	1,153
前払年金費用	△8,568
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△7,414

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

勤務費用	108,238
利息費用	2,316
期待運用収益	△5,333
数理計算上の差異の費用処理額	41,861
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	147,082

(5) 年金資産に関する事項

①　年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	41%
株式	21%
その他	38%
合計	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率　0.258%

長期期待運用収益率　0.58%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、25,551千円でありました。

当事業年度（自　2021年1月1日　至　2021年12月31日）

1. 採用している制度の概要

当社は規約型確定給付企業年金制度並びに確定拠出年金制度を採用しております。

当社の確定給付企業年金契約は、当社、UBS証券株式会社、UBS銀行東京支店及びUBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社との共同結合契約であり、年金資産の計算は退職給付債務の比率によっております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

退職給付債務の期首残高	1,014,693
勤務費用	109,963
利息費用	2,905
数理計算上の差異の当期発生額	△1,418
退職給付の支払額	△59,865
過去勤務費用の当期発生額	-
退職給付債務の期末残高	1,066,278

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

年金資産の期首残高	1,022,108
期待運用収益	5,538
数理計算上の差異の当期発生額	25,836
事業主からの拠出額	138,543
退職給付の支払額	△59,865
年金資産の期末残高	1,132,162

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用の調整表

（単位：千円）

積立型制度の退職給付債務	1,066,278
年金資産	△1,132,162
小計	△65,883
非積立型制度の退職給付債務	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△65,883

退職給付引当金	2,312
前払年金費用	△68,195
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	△65,883

（4）退職給付費用及びその内訳項目の金額

（単位：千円）

勤務費用	109,963
利息費用	2,905
期待運用収益	△5,538
数理計算上の差異の費用処理額	△27,253
過去勤務費用の費用処理額	-
確定給付制度に係る退職給付費用	80,075

(注)上記の他、特別退職金50,134千円を退職給付費用として処理しております。

（5）年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	40%
株式	21%
その他	38%
合計	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

（6）数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率　0.307%

長期期待運用収益率　0.58%

3． 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、26,775千円でありました。

（税効果会計関係）

1．繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

（単位：千円）

	前事業年度 （2020年12月31日）	当事業年度 （2021年12月31日）
繰延税金資産		
未払費用	9,000	17,100
減価償却超過額	50,200	58,100
未払事業税	39,200	△7,000
株式報酬費用	42,400	31,800
退職給付引当金	10,500	8,600
賞与引当金	204,800	237,500
その他	37,800	44,200
繰延税金資産小計	393,900	390,300
評価性引当額	-	△41,000
繰延税金資産合計	393,900	349,300

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主要な項目別内訳

	前事業年度 （2020年12月31日）	当事業年度 （2021年12月31日）
法定実効税率	30.62%	30.62%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.80%	4.15%
過年度法人税等	0.07%	△0.52%
評価性引当額の増減	-	5.92%
その他	△0.04%	△0.29%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.46%	39.88%

（セグメント情報等）

1．　セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．　関連情報

（1）製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域に関する情報

営業収益

前事業年度（自　2020年1月1日　至　2020年12月31日）

日本	米国	その他	合計
5,898,961千円	794,957千円	548,497千円	7,242,417千円

当事業年度（自　2021年1月1日　至　2021年12月31日）

日本	米国	その他	合計
2,398,375千円	1,367,519千円	979,916千円	4,745,811千円

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。
委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（3）主要な顧客に関する情報

前事業年度（自　2020年1月1日　至　2020年12月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	1,283,248千円	投資運用

当事業年度（自　2021年1月1日　至　2021年12月31日）

相手先	売上高	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	2,273,486千円	投資運用

（注）運用受託報酬について、契約上の守秘義務を踏まえて、一部顧客に関する記載を省略しております。
委託者報酬については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（*1）UBSグループは、世界50ヵ国余りにおける大手企業や機関投資家のお客様に対し、グローバルなネットワークと専門性を駆使し、事業拡大、リスク管理、投資戦略など、ニーズに沿ったアドバイスと優れた執行能力を提供しております。

（関連当事者情報）

1．　関連当事者との取引

前事業年度（自　2020年1月1日　至　2020年12月31日）

（1）親会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ユービーエス.エイ．ジー(銀行)	スイス・チューリッヒ	3.8億スイスフラン	銀行、証券業務	(被所有)間接100%	金銭の預入れ、資金調達、資産運用業務及びそれに関する事務委託等、人件費	金銭の預入れ		現金・預金	4,271,387
							増加	14,551,740		
							減少	13,006,486		
							資金の借入	1,000,000		
							資金の返済	1,000,000		
							支払利息	134	未収入金	7,034
							運用受託報酬	46	未収運用受託報酬	7
							事務委託費	467,508	未払費用	41,133
							不動産関係費(受取)	81		
							人件費	293		

取引条件及び取引条件の決定方針等

1．　人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2．　取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（2）兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の	UBS Asset Management Switzerland AG	スイス・チューリッヒ	50万スイスフラン	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益	104,027	その他未収収益	61,748
							委託調査費	70,738	未収入金	4,039
							事務委託費(受取)	42,083	未払費用	28,610
	UBS証券株式会社	東京都千代田区大手町	321億円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、社会保険料などの立替	事務委託費	303,301	未収入金	30,098
							不動産関係費	265,990	未払費用	263,404
							人件費（受取）	100,772		
	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	40百万オーストラリアドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益	101,410	その他未収収益	57,409
							委託調査費	110,299	未払費用	23,507
	UBS Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	3.9百万シンガポールドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益	176,551	その他未収収益	62,691
							委託調査費	78,411	未収入金	1,764
							事務委託費	3,792	未払費用	16,119
	UBS Asset		125百万			兼業業務	その他営業収益	80,544	その他未収収益	14,518
							委託調査費	2,481,175	未収入金	3,155

子会社等	Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	英国ポンド	資産運用業	なし	資産運用業務及び、それに関する事務委託等	事務委託費(受取)	32,887	未払費用	158,197
	UBS Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミントン	50米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費(受取)	70,137 200,658 47,835	その他未収収益 未収入金 未払費用	23,469 4,590 51,150
	UBS Hedge Fund Solutions LLC	米国・ウィルミントン	10万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	500,251	その他未収収益	118,917
	UBS Japan Advisors Inc.	東京都千代田区大手町	3億55百万円	投資助言業	なし	人件費の立替 役員の兼任	人件費（受取） 不動産関係費(受取)	169,696 27	未収入金	725
	UBS Hedge Fund Solutions LLC	米国・ウィルミントン	10万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益	218,534	その他未収収益	64,762

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
2. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
3. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
4. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

当事業年度（自　2021年1月1日　至　2021年12月31日）

(1) 親会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ユービーエス.エイ.ジー(銀行)	スイス・チューリッヒ	3.8億スイスフラン	銀行、証券業務	(被所有)間接100%	金銭の預入れ、資金調達、資産運用業務及びそれに関する事務委託等、人件費	金銭の預入れ 増加 減少 運用受託報酬 事務委託費 不動産関係費(受取)	6,144,950 9,460,918 46 473,971 81	現金・預金 未収入金 未収運用受託報酬 未払費用	955,290 5,187 7 49,216
親会社	UBS Asset Management AG	スイス・チューリッヒ	43百万スイスフラン	資産運用業	(被所有)直接100%	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	事務委託費(受取)	25,144	その他未収収益 未払費用	72,341 10,992

（注）1.　ユービーエス．エイ．ジー(銀行)は、UBS Asset Management AGの親会社であり、当社の親会社の親会社であります。

取引条件及び取引条件の決定方針等

1.　人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
2.　取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（2）兄弟会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社等	UBS Asset Management Switzerland AG	スイス・チューリッヒ	50万スイスフラン	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	109,669 140,947 163,736	その他未収収益 未収入金 未払費用	77,606 16,838 90,629
	UBS証券株式会社	東京都千代田区大手町	321億円	証券業	なし	人件費の立替 人件費、社会保険料などの立替	事務委託費 不動産関係費 人件費（受取）	454,327 296,383 86,446	未収入金 その他未収収益 未払費用	14,110 18,294 217,318
	UBS Asset Management (Australia) Ltd	オーストラリア・シドニー	40百万オーストラリアドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	45,653 186,617 27,735	その他未収収益 未払費用	25,151 35,522
	UBS Asset Management (Singapore) Ltd	シンガポール	3.9百万シンガポールドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費	129,845 345,368 32,205	未収入金 その他未収収益 未払費用	2,018 37,789 68,130
	UBS Asset Management (UK) Ltd	英国・ロンドン	125百万英国ポンド	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	461,466 1,734,464 205,113	未収入金 その他未収収益 未払費用	5,648 76,167 265,388
	UBS Asset Management (Americas) Inc.	米国・ウィルミントン	50米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務及び、それに関する事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	53,794 648,202 151,120	未収入金 その他未収収益 未払費用	7,101 40,951 136,410
	UBS Hedge Fund Solutions LLC	米国・ウィルミントン	10万米国ドル	資産運用業	なし	兼業業務	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	409,469 5,867 140,792	未収入金 その他未収収益 未払費用	640 95,468 4,844
	UBS Japan Advisors Inc.	東京都千代田区大手町	3億55百万円	投資助言業	なし	人件費の立替 役員の兼任	人件費（受取） 不動産関係費 (受取)	207,936 32	未収入金	1,816
	UBS O'Connor LLC	米国・ドーバー	１百万米国ドル	資産運用業	なし	資産運用業務及び兼業業務	その他営業収益 事務委託費 委託調査費	835,133 82,238 3,192	未収入金 その他未収収益 未払費用	1,007 140,225 16,708

	UBS Asset Management (HongKong) Limited	香港	253百万香港ドル	資産運用業	なし	兼業業務 資産運用業務 及び、それに関する 事務委託等	その他営業収益 委託調査費 事務委託費 (受取)	102,545 379,475 30,803	未収入金 その他未収収益 未払費用	1,589 81,352 73,089

取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 事務所賃借料は、外部貸主への実際支払額を基に面積比で決定しております。
2. 人件費は、出向者等に対する実際支払額を基として決定しております。
3. 立替費用は、第三者に支払われた実際支払額を基として決定しております。
4. 取引条件の決定については、一般取引条件と同様に決定しております。

上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報
直接親会社　UBS Asset management AG (非上場)
親会社の親会社 ユービーエス．エイ．ジー(銀行)　(非上場)
最終的な親会社UBS Group AG－Zurich (NYSE / SIX　上場)

（1株当たり情報）

	前事業年度 （自　2020年 1月 1日 至　2020年12月31日）	当事業年度 （自　2021年 1月 1日 至　2021年12月31日）
1株当たり純資産額	224,909円72銭	146,790円45銭
1株当たり当期純利益金額	97,505円51銭	19,280円72銭

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

（注）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　2020年 1月 1日 至　2020年12月31日）	当事業年度 （自　2021年 1月 1日 至　2021年12月31日）
当期純利益（千円）	2,106,119	416,463
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益（千円）	2,106,119	416,463
普通株式の期中平均株式数（株）	21,600	21,600

（重要な後発事象）
該当事項はありません。

中 間 財 務 諸 表

（1）中 間 貸 借 対 照 表

期別		当中間会計期間末 （2022年6月30日）	
科目	注記番号	内訳	金額 （千円）
（資産の部） 流動資産 現金・預金			2,877,140

未収入金			88,870
未収委託者報酬			743,210
未収運用受託報酬			581,092
その他未収収益			709,122
前払費用			583
その他			3,540
流動資産計			5,003,560
固定資産			
投資その他の資産			314,924
前払年金費用		85,375	
繰延税金資産		209,549	
ゴルフ会員権		20,000	
固定資産計			314,924
資産合計			5,318,484

期別		当中間会計期間末（2022年6月30日）	
科目	注記番号	内訳	金額（千円）
（負債の部）			
流動負債			
預り金			39,653
未払費用			1,806,259
未払消費税			95,023
未払法人税等			24,019
賞与引当金			339,165
その他			14,271
流動負債計			2,318,393
固定負債			
退職給付引当金			3,521
固定負債計			3,521
負債合計			2,321,914
（純資産の部）			
株主資本			2,996,569
資本金			2,200,000
利益剰余金			796,569
利益準備金		550,000	
その他利益剰余金		246,569	
繰越利益剰余金		246,569	
純資産合計			2,996,569
負債・純資産合計			5,318,484

（2）中 間 損 益 計 算 書

期別		当中間会計期間 自 2022年1月 1日 至 2022年6月30日	
科目	注記番号	内訳	金額（千円）
営業収益			
委託者報酬			2,654,561

運用受託報酬			1,405,000
その他営業収益			1,120,940
営業収益計			5,180,502
営業費用			
支払手数料			1,164,665
広告宣伝費			16,362
調査費			1,798,222
調査費		28,618	
委託調査費		1,769,604	
委託計算費			104,354
営業雑経費			36,552
通信費		532	
印刷費		30,482	
協会費		5,520	
その他		17	
営業費用計			3,120,156
一般管理費			
給料			1,186,568
役員報酬		108,454	
給料・手当		767,410	
賞与		310,702	
交際費			2,533
旅費交通費			5,382
租税公課			26,217
不動産賃借料			122,238
退職給付費用			64,091
事務委託費			223,670
諸経費			21,662
一般管理費計			1,652,366
営業利益			407,980
営業外収益			
受取利息		2	
雑収入		2,558	
営業外収益計			2,561
営業外費用			
支払利息		15	
為替差損		23,076	
営業外費用計			23,092
経常利益			387,449
税引前中間純利益			387,449
法人税、住民税及び事業税			1,142
法人税等調整額			139,750
中間純利益			246,556

（３）中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自　2022年1月1日　至　2022年6月30日）　(単位：千円)

	株主資本					純資産合計
		利益剰余金			株主資本	
	資本金	利益	その他利益剰余金	利益剰余金		

		準備金	繰越利益剰余金	合計	合計	
当期首残高	2,200,000	550,000	420,673	970,673	3,170,673	3,170,673
当中間期変動額						
剰余金の配当			△ 420,660	△ 420,660	△ 420,660	△ 420,660
中間純利益			246,556	246,556	246,556	246,556
当中間期変動額合計			△ 174,103	△ 174,103	△ 174,103	△ 174,103
当中間期末残高	2,200,000	550,000	246,569	796,569	2,996,569	2,996,569

[注 記 事 項]

（重要な会計方針）

1. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員の賞与支払に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

役員及び従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に全額損益処理しております。

2. 重要な収益及び費用の計上基準

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投信信託約款に基づき一定の期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資信託の日々の純資産総額に信託報酬率を乗じた金額で収益を認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約に基づき、契約期間にわたる運用により履行義務が充足されると判断しているため、投資一任契約に基づき算出された計算基礎残高に投資顧問料率を乗じた金額で収益を認識しております。

(3) 成功報酬

運用受託報酬に含まれる成功報酬については、投資一任契約に基づき対象となる運用資産の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
また、仮払消費税と仮受消費税は相殺のうえ表示しております。

（表示方法の変更）

前事業年度において「未収消費税」を「流動資産」の「その他」に含めて表示しておりましたが、貸方残高となり重要性が増したため「未払消費税」を独立掲記しております。

（会計方針の変更）

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識基準に関する会計基準」　（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）　等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。当該会計方針の変更による影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」　（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」とい

う。）等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　2019年7月4日）　第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。当該会計方針の変更による影響はありません。

（中間株主資本等変動計算書関係）

第28期 中間会計期間
自　2022年 1月 1日
至　2022年 6月30日

1.　発行済株式に関する事項

株式の種類	当会計期間期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	21,600	－	－	21,600

2.　配当に関する事項
配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
第28期臨時株主総会	普通株式	利益剰余金	420,660	19,475	2022年3月31日	第28期臨時株主総会の翌日

（金融商品関係）

1　.金融商品の時価等に関する事項

2022年6月30日において、重要性の観点から開示する事項はございません。
なお、現金・預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、その他未収収益、預り金、未払費用、未払消費税及び未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、注記を省略しております。

（収益認識関係）

第28期 中間会計期間
自　2022年 1月 1日
至　2022年 6月30日

1.収益を分解した情報

当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。

委託者報酬	2,654,561千円
運用受託報酬	1,088,463千円
成功報酬（注）	316,536千円
その他営業収益	1,120,940千円
合計	5,180,502千円

（注）　成功報酬は、中間損益計算書において運用受託報酬に含めて表示しております。

2.収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 2.重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

（セグメント情報）

第28期 中間会計期間
自　2022年 1月 1日
至　2022年 6月30日

1．　セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2．　関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域に関する情報

営業収益

日本	米国	その他	合計
1,390,302千円	705,962千円	429,677千円	2,525,941千円

（注）営業収益は、顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

委託者報酬2,654,561千円については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客に関する情報

相手先	営業収益	関連するセグメント名
UBSグループ（*1）	1,120,963千円	投資運用

（注）委託者報酬2,654,561千円については、制度上顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

（*1）UBSグループは、世界50ヵ国余りにおける大手企業や機関投資家のお客様に対し、グローバルなネットワークと専門性を駆使し、事業拡大、リスク管理、投資戦略など、ニーズに沿ったアドバイスと優れた執行能力を提供しております。

（1株当たり情報）

第28期 中間会計期間 自　2022年 1月 1日 至　2022年 6月30日	
1株当たり純資産額	138,730円08銭
1株当たり中間純利益金額	11,414円63銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

１株当たり中間純利益の算定上の基礎

中間損益計算書上の中間純利益	246,556千円
普通株式に係る中間純利益	246,556千円
普通株式に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません
普通株式の期中平均株式数	21,600株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

（１）自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（２）運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

（３）通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（４）、（５）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。

（４）委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
（５）上記（３）、（４）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

５【その他】

（１）定款の変更
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
（２）訴訟事件その他の重要事項
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

（１）受託会社

名　　称	資本金の額 （2022年3月末現在）	事業の内容
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

＜再信託受託会社の概要＞
名称　　：日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資本金の額　：10,000百万円（2022年3月末現在）
事業の内容　：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

（２）販売会社

名　　称	資本金の額 （2022年3月末現在）	事業の内容
あかつき証券株式会社	3,067百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	
ＵＢＳ ＳｕＭｉ ＴＲＵＳＴ ウェルス・マネジメント株式会社 ※	5,165百万円	
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 ※	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

※　運用に必要な最低限の資金のために、委託会社およびその関係会社がファンドの買付を行う場合の募集等の取扱いのみを行います。一般投資家向けの募集等の取扱いは行いません。

２【関係業務の概要】

（１）受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行ないます。

（２）販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行ないます。

３【資本関係】

（１）受託会社

該当事項はありません。

（２）販売会社

該当事項はありません。

第３【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2022年 5月 2日	有価証券届出書の訂正届出書
2022年 5月 2日	有価証券報告書

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

２０２２年3月１５日

ＵＢＳアセット･マネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　三　浦　　昇

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　川　井　恵一郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＵＢＳアセット・マネジメント株式会社の２０２１年1月１日から２０２１年１２月３１日までの第２７期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社の２０２１年１２月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け

る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)1.上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2022年10月19日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取 締 役 会 御 中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　榊　原　康　太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＵＢＳ環境ロング・ショート・ファンド（為替ヘッジあり）の2022年２月３日から2022年８月２日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＵＢＳ環境ロング・ショート・ファンド（為替ヘッジあり）の2022年８月２日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査

証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

2022年10月19日

UBSアセット・マネジメント株式会社
取　締　役　会　御　中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　榊　原　康　太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＵＢＳ環境ロング・ショート・ファンド（為替ヘッジなし）の2022年２月３日から2022年８月２日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＵＢＳ環境ロング・ショート・ファンド（為替ヘッジなし）の2022年８月２日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査

証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

UBSアセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独　立　監　査　人　の　中　間　監　査　報　告　書

２０２２年9月１３日

ＵＢＳアセット･マネジメント株式会社
取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　高　木　竜　二

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　川　井　恵一郎

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているＵＢＳアセット・マネジメント株式会社の２０２２年１月１日から２０２２年１２月３１日までの第２８期事業年度の中間会計期間（２０２２年１月１日から２０２２年６月３０日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ＵＢＳアセット・マネジメント株式会社の２０２２年６月３０日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（２０２２年１月１日から２０２２年６月３０日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
・　中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論

付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　　上

(注)1.上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2.ＸＢＲＬデータは中間監査の対象には含まれていません。